

官報

号外 昭和四十一年五月十一日

第五十一回 参議院會議錄第二十六号

昭和四十一年五月十一日(水曜日)

午前十時二十五分開議

○議事日程 第二十八号

昭和四十一年五月十一日

午前十時開議

- 第一 電波法の一部を改正する法律案及び放送法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 第二 農地管理事業団法案(趣旨説明)
- 第三 第三次国際不協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第四 地震保険に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 地震再保険特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 一、常任委員長辞任の件
- 一、常任委員長長の選挙
- 一、日程第一 電波法の一部を改正する法律案及び放送法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 一、日程第二 農地管理事業団法案(趣旨説明)
- 一、日程第三 第三次国際不協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 一、日程第四 地震保険に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和四十一年五月十一日 参議院會議錄第二十六号 議長報告

提出、衆議院送付)

提出、衆議院送付)

提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る四月二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

商工委員 矢追 秀彦君
建設委員 白木義一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員 白木義一郎君
建設委員 矢追 秀彦君

同日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(松永忠二君外一名発議)

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地震保険に関する法律案
地震再保険特別会計法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

大蔵委員会に付託
国民健康保険法の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

公認会計士法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

失業保険法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

昭和三十八年度一般会計予算使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書

昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度一般会計予算使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に基づく使用総調書

昭和四十年年度一般会計予算使用総調書(その1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)

決算委員会に付託

産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

臨時医療保険審議会法案

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

執行官法案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

野菜生産出荷安定法案

農林水産委員会に付託

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

計量法の一部を改正する法律案

道路交通事業法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(松永忠二君外一名発議)

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

健康保険法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

金国鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和四十一年五月十一日 参議院會議録第二十六号 議長の報告

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案同日議長は、左の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

郵便法の一部を改正する法律案

一、公聴会の問題

郵便法の一部を改正する法律案について

一、公聴会の月日

昭和四十一年五月十三日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条により要求する。

昭和四十一年四月二十七日

通信委員長 田中 一

参議院議長 重宗 雄三殿

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 日本万国博覧会の準備状況及び実施計画等を調査し、関係議案の審査に資する。

一、派遣委員

村上 春藏 赤間 文三

豊田 雅孝 近藤 信一

樺 繁夫

一、派遣地 大阪府

一、期間 五月七日から同月八日まで二日間

一、費用 概算四五、〇〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。

昭和四十一年四月二十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

金国鉄物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律

地方交付税法の一部を改正する法律

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に

関する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律

農業信用基金協会の一部を改正する法律

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和四十年度第二・四半期における予算使用

の状況の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省国際金融局長鈴木秀雄君外十名(去る四月二十七日議長承認)を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る四月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

商工委員 白木義一郎君

建設委員 矢追 秀彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員 矢追 秀彦君

建設委員 矢追 秀彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員 矢追 秀彦君

建設委員 矢追 秀彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員 矢追 秀彦君

建設委員 矢追 秀彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員 矢追 秀彦君

建設委員 矢追 秀彦君

建設委員 白木義一郎君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(高橋重信君外九名提出)

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律案(高橋重信君外九名提出)

去る二日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

土地収用法の一部を改正する法律施行法案

去る四日内閣総理大臣から、左の通り補欠選挙に

当選した旨の通知書を受領した。

京都府選出(四月三十日当選)

林田悠紀夫君(大野木秀次郎君の補欠)

去る七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 古池 信三君

決算委員 古池 信三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 古池 信三君

決算委員 古池 信三君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

中部圏開発整備法案(増田甲子七君外八十五名提出)

一昨九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 杉山善太郎君

大蔵委員 秋山 長造君

文教委員 野村 勝君

社会労働委員 野々山 一三君

農林水産委員 鈴木 強君

商工委員 野上 元君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 杉山善太郎君

大蔵委員 秋山 長造君

文教委員 野村 勝君

社会労働委員 野々山 一三君

農林水産委員 鈴木 強君

商工委員 野上 元君

通信委員 森中 守義君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 野々山 一三君

大蔵委員 野村 勝君

文教委員 秋山 長造君

社会労働委員 杉山善太郎君

農林水産委員 森中 守義君

商工委員 鈴木 強君

通信委員 野上 元君

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 郵便法の一部を改正する法律案の審査に資する。

一、派遣委員

新谷寅三郎 松平 勇雄

田代富士男 愛知県

一、派遣地

一、期間 五月十二日から同月十三日まで二日間

一、費用 概算四五、〇〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。

昭和四十一年五月四日

通信委員長 田中 一

参議院議長 重宗 雄三殿

同日内閣総理大臣から議長宛、去る一日付をもって文部省調査局長蒲生芳郎君は同文化局長に、農林大臣官房総務課長三浦善郎君は食糧庁総務部長に任命され、また一昨九日付をもって文部省体育局長事務代理河上邦治君は同事務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

昨十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 柳岡 秋夫君

大蔵委員 田中寿美子君

文教委員

同

社会労働委員

運輸委員

建設委員

同

懲罰委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

大蔵委員

文教委員

同

社会労働委員

運輸委員

建設委員

同

懲罰委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

同

同

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

同

同

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

同

同

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

同

同

科学技術振興対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

同

同

科学技術振興対策特別委員

千葉千代世君

松永 忠二君

山崎 昇君

浅井 亨君

前川 旦君

白木義一郎君

椿 繁夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

田中寿美子君

柳岡 秋夫君

山崎 昇君

前川 旦君

千葉千代世君

白木義一郎君

松永 忠二君

浅井 亨君

中村 英男君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

林 虎雄君

羽生 三七君

黒柳 明君

伊藤 顕道君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

成瀬 幡治君

吉田忠三郎君

白木義一郎君

大森 創造君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員会

理事 武内 五郎君 (矢山有作君の補欠)

運輸委員会

理事 金丸 富夫君 (谷口慶吉君の補欠)

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを物価等対策特別委員

員会に付託した。

物価安定緊急措置法案 (堀昌雄君外二十四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

第三次国際不協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

地震保険に関する法律案可決報告書

地震再保険特別会計法案可決報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

文部省体育局長 西田 剛君

文部省文化局長 蒲生 芳郎君

農林大臣官房総務課長 稲垣 元吉君

同日内閣総理大臣から議長宛、文部省体育局長西田剛君外二名(前掲議長承認を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議長第五十六番、地方選出議員、京都府選出、林田悠紀夫君。

[林田悠紀夫君起立、拍手]

議長(重宗雄三君) 議長は、本院規則第三十条により、林田悠紀夫君を地方行政委員に指名いたします。

議長(重宗雄三君) この際、常任委員長の辞任につき、おはかりいたします。

社会労働委員長 阿部 竹松君

通信委員長 田中 一君

建設委員長 中村 順造君

決算委員長 藤原 道子君

懲罰委員長 岡田 宗司君

から、それぞれ常任委員長を辞任したいとの申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よっていずれも許可することに決しました。

議長(重宗雄三君) つきましては、この際、日程に追加して、

常任委員長選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○柳岡秋夫君 常任委員長選挙は、その手続を省略し、いずれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○栗原祐幸君 ただいまの柳岡君の動議に賛成いたします。

議長(重宗雄三君) 柳岡君の動議に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

[拍手]

議長(重宗雄三君) 日程第一、電波法の一部を改正する法律案及び放送法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

両案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。那野政大臣。

[国務大臣那野一君登壇、拍手]

○国務大臣(那野一君) 電波法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、放送その他の分野におきける電波の使用の発達と電波監理の実績にかんがみ、周波数の計画的な使用をはかるための制度を整備すること等の必要があり、これらの事項につきまして所要の改正を行なうとするものであります。

次に、その要旨を申し上げます。

改正の第一は、周波数の計画的な使用であります。これは、電波を使用する業務の種別に応じて、業務別の周波数分配計画を定め、これに基づき、放送局等に対する周波数使用計画を定めることとし、より一層の周波数使用の効率化を図るものであります。

第二は、放送局その他の無線局の免許の審査基準を整備することであり、これは、申請の無線局が周波数の分配計画または使用計画に適合すべきこと、及び、その開設が公益上必要ものであるべきことを明定いたしますとともに、一般放送事業者の放送局につきましては、放送法に定める放送事業者としての資格性の要件を満たすべきこと等を加え、また、無線局の再免許の審査は業務の実績に照らして行なうことを明らかにし、より一層の周波数使用の効率化を図るものであります。

第三は、電波監理審議会への諮問事項とこれに

関する公聴会であります。これは、さきに申し述べました周波数の分配計画または使用計画の作成、無線局の再免許の処分等を新たに諮問事項に加えますとともに、これらの諮問事項につきましても、従来の諮問を公聴会等に改めようとするものであります。

次に、放送法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、放送の健全な発達をはかり、ため、放送に関する国の施策の目標を明確にし、教育のための放送の放送番組に関する規定を整備し、放送世論調査委員会の設置運営に関する規定の整備、その他放送番組の適正化をはかるための措置を講じ、放送事業を営む者に対する免許の規定を設ける等、放送に関する法制の整備を行なう必要があり、これらの事項につきましても、所要の改正を行なうとするものであります。

次に、その要旨を申し上げます。

改正の第一は、国内放送の施策等に関する事項であります。この法律の目的といたしてあります放送の規律の原則に、「教育の目的の実現と教養の向上に資すること」を加え、また、国内放送は日本放送協会及び一般放送事業者が行なう体制を明らかにするとともに、置局に関する施策の目標を定めようとするものであります。

第二は、放送番組の適正化に関する事項であります。国内放送の放送番組の編集の準則といたしまして、青少年の豊かな情操の育成に役立つようすること等の基準を設け、かつ、国民の一般的教養の向上に資するようにするとともに、放送番組の審議機関に関する事項を整備し、また、協会及び一般放送事業者は、その協議によって、公衆の意見を放送番組に反映させるための放送世論調査委員会を設けるものとしようとするのであります。

第三は、日本放送協会に関する事項であります。

す。協会の目的について、国内放送を行なうほか、国際放送並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行なうこと、放送受信料について受信設備の設置者にその支払い義務のあること、国内放送の放送番組の編集について教育番組を有すること、及び、教育番組審議会を置くべきことを明らかにしました。また、協会の業務、財務等に関する事項、経営委員会の議決事項及びその委員の任命に関する事項を整備し、協会の財務の諸表には監査報告書を添えて提出すべきものとし、うとするものであります。

第四は、一般放送事業者に関する事項であります。これが、これにつきましては、新たに、放送事業を営むためには郵政大臣の免許を要することとし、その基準といたしましては、同一の地域内に同一種類の放送を行なう二の放送局を開設しないこと、これに準ずる支配をしないこと、放送番組に関する規定を遵守すると認められる法人であること等を定め、また、その国内放送の放送番組の編集につきましても、当該地域の諸条件に応ずるようすべきものとし、うとするものであります。

なお、以上のほか、所要の規定の整備をするものといたしてあります。

以上が、二改正法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) たい、この趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。発言を許します。鈴木強君。

「鈴木強君登壇、拍手」

○鈴木強君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案趣旨の説明がございました電波、放送両法案に對し、質問をいたします。

わが国において初めて放送が開始されたのは、大正十四年三月二十二日で、すでに四十一年の歳月が流れており、この間、放送事業は多くの紆余曲折を経て、今日では放送史上空前の発展を見るに至つたのであります。すなわち、わが国のラジオ放送がうぶ声をあげたその初期には、東京、大

阪、名古屋の三地域において、それぞれ独立経営による放送企業体が併存してしたのであります。が、大正十五年になって、統合組織体としての日本放送協会が発足し、実質的な独占形態として全国ネットワークの拡充をはかりつつ、その機能を發揮してまいつたのであります。昭和二十五年以降、わが国の放送事業の形態は、放送法に基づく特殊な公共企業体としての日本放送協会と、民間経営によるいわゆる商業放送の二本立ての新放送制度が確立されたのであります。この間、最も大きな時期を画したのは、昭和二十八年二月一日、NHKによるテレビジョン放送の出現であつたと思ひます。かくして、現在、わが国におけるラジオとテレビの受信機数は二千万個をこえており、この二大メディアは国民生活に強く深く浸透して、いまや絶対に欠くことのできない重要な文化機関となつてゐるのであります。

ところで、一方、放送事業を規律する現行放送関係法令は、十余年前の制定にかゝるものでありまして、その後、数度にわたり小改正は行なわれましても、その後の、放送事業の急激な発展等、わが国放送界の事情の急変に即応するものではなく、特に放送局の開設の根本基準、使用電波の割り当て等、最も重要な事項が法制化されておらず、また、テレビ、ラジオの許可権はすべて郵政大臣の手中に握られており、時の政府の考え方一つによつて、いかようにもなるという盲点を内蔵してゐるのであります。このために、放送局の認可をめぐつて十二チャンネルの訴訟問題が起り、第一次チャンネル・プランで姫路に割り当てられておりましたテレビの電波が途中で政治的に大阪に変更されたり、与野党がこぞって時期尚早と強く反対したNTSC方式によるカラーテレビの本放送が一部のものの圧力に屈服し、郵政大臣権限の発動という強行手段によつて認可されたり、また、FM放送やUHF帯によるテレビジョン・キー局の放送についても、何らの基本方針も確立

されておらず、使用可能な多数のこれら電波は、長い間睡眠を続けているのであります。これは国家的損失と言わなければなりません。社会党は、常に政府の御都合主義的電波行政を追及し、不備欠陥の是正を迫つてまいつたのであります。が、そのつど、善処する、検討するといふ、その場限りの答弁に終始して、みずからの責任をサボリ、わが国の電波行政を今日のごとき混乱状態におとしめたことは、かかつて政府の怠慢と言わなければならず、その政治的責任はきわめて大きいのであります。

私は、ここに、政府に對し、重大なる反省を求めつつ、基本的な問題について伺ひます。

質問の第一は、両法案の改正の基本的態度についてであります。この改正案は、おそろしく、昭和三十一年九月八日政府になされた臨時放送関係法制調査会の答申を受けて作成されたものと思ひますが、当時、徳安前郵政大臣は、国会の論議を通じて「電波、放送両法案の改正にあつては、調査会の答申を尊重し、野党、特に社会党の意見もよく聞いて、争いがあつて残らないようにしたい。また、両法案は四十八通常国会には必ず提出する」と言明されたのであります。しかるに、今回の改正にあつては、立法作業の過程においても全く野党を無視し、政府・与党のみで隠密裏に作業が進められ、大詰めの段階に至つて、与党の一部諸君の突き上げを食つて、答申とかけ離れた重大決定がなされたともいわれているのであります。第四十八通常国会提出の言明を一方的に破つたこととあわせて、かかる政府のやり方は、民主主義の否定であり、断じて許すことはできません。しかも、このことによつて、UHFのチャンネル・プランをはじめ、FM放送局の認可、広域放送と県域放送をどうするか等、当面緊急に解決を迫られております懸案問題の処理は延引に延引を重ね、特にFM放送については、すでに二百十五社、四百三十三局、テレビについては百四十四

社、百五十四局の新規放送局の免許申請書が提出されておるのではありませんが、すべては法律改正後という、郵政省の合意のことばのもとに、ほこりをおかされたまま、放置されているのであります。総理大臣、あなたは、あなたの内閣の前閣僚が行なった国会における言明、公約無視の事実と、今日までの電波行政の無為無策と、これによつて生じている電波行政の混乱に対して、最高責任者として、政治的責任をどうお考えになつてゐるのをごいまいしょうか。また、郵政大臣は、徳安前大臣より当然引き継ぎを受けておられたと思ひますが、なぜ公約を守つていただけでなかつたのでいまいしょうか、お伺いします。

質問の第二は、放送における言論表現の自由の確保についてであります。現行放送法が、放送の不偏不党、表現の自由の確保等を保障していることは、御承知のとおりであります。しかるに、今回の改正案を見ると、従来から設置が規定されておりました放送番組審議機関を改悪し、また、新たに放送世論調査委員会を設置することとしたしましたほか、答申をこえて、推賞や勧告の権限を付与したり、本来規制が加はることが当然とされておりました事業免許制度を民間放送に新設して、事業監督の道を開くなど、どのように見ましても、放送事業者に対する締めつけを強化しようとするものであります。放送による言論報道の表現の自由の保障に重大なる脅威を与えることは、疑いなくあります。このことが、もしなされた場合には、単に放送だけにとどまらず、ひいては、わが国のマスコミ全般にも重大な悪影響をもたらすことになると思ひます。申すまでもなく、言論報道における表現の自由の確保は、民主国家における不可侵の大原則であらねばなりません。総理は、言論報道の自由の保障について、どうお考えでございまいしょうか。今回の改正は、自由保障を侵すことになると思ひますのでいまいしょうか、いかがでございまいしょうか、お伺いします。

また、改正案では、NHKに教育放送を義務づける等、教育放送強化の方針が打ち出されておりますが、これは、教育番組に關し、放送事業者に対する文部大臣の助言と勧告の道を開かんとするものであると伝えられております。この改正を機会に、文部当局が放送に介入してゐるのではないかと危惧されてゐるのをごいまいしょう。文部当局が放送内容に介入することは、もちろん不当であり、許されるものではありません。最近、小中高校において、テレビ、ラジオの放送利用が盛んに行なわれてゐると思ひますが、文部大臣としては、一体、この放送利用の基本方針として、どういふお考えをお持ちでございまいしょうか、お伺いいたします。

質問の第三は、広告放送についてでございまいしょう。商業放送におけるテレビ、ラジオのスポット広告放送のうち、特に薬品の広告規制に対しては、すでに厚生省が自衛の要を行つたのであります。必ずしも関係業界に受け入れられてゐると思ひませんが、私は、スポーツ放送は、医薬品に対する知識の必ずしも十分でない聴視者に、誤った認識を持たせたり、乱用されたりするおそれがないとは言えないと思ひます。もしも誇大広告等が行なわれる場合は、法に照らして取り締まることは当然であります。厚生省の指導のしかたといつては、あくまで業界の手による自主規制によつて問題の起こらないようにすべきだと思ひますが、厚生大臣の御所見を承りたいと思ひます。

質問の第四は、放送行政の基本に關する最も重要な事項として、調査会が答申した放送行政機構についてであります。初めに述べましたように、わが国の放送行政が今日のごとく混乱を生じておられます大きな原因の一つに、放送局の開認認可権が郵政大臣にあり、この権限行使が政治的に利用される等、とかく問題をかもし出したことは強く批判をされ、これが改善策は各方面から熱望されてゐたのであります。この点に關して、調査会

は、新たに放送行政に關する委員会を設置し、放送用周波数の使用計画、放送局の免許等は、放送行政に關する委員会の議決事項とし、郵政大臣はこの委員会の議決に基づいてのみその権限を行使し得るようにするとの答申を行なつてゐるのであります。私は、この答申はまことに時宜を得たものでありまして、このことによつて従来の弊害が除去され、限りある電波を理想的に使用して、最大の放送文化を築き、放送行政が本来の方向に整備されて、効果的運営が行なわれるものと、かたく信じ、今回の改正案にこの点が入られることを強く期待してゐたのであります。しかるに、かかる重要事項が完全に無視されたことは、何としても納得することができません。政府は、答申を尊重すると言ひながら、なぜ改正案にこの点を取り入れなかつたのか、総理と郵政大臣に御所見を承りたいと思ひます。

質問の第五は、マス・メディアの集中独占の排除についてであります。マス・メディアの集中独占は、非民主的な弊害をもたらすおそれがあり、かつ、電波の公正な利用という観点からしても、その排除は電波放送行政の基本でなければなりません。従来、郵政省においてもこの方針をとつてこられたことは、高く評価されてよろしいと思ひます。しかし、最近、この方針がどうもぐらつき出したように思はれてなりません。この点につきましても、答申の中にも示されておりますように、いかなる形式にするかは別といたしまして、明確な根拠を法律に置くような措置しなかつたのでいまいしょうか。これはたいへん大事な問題でございまいしょうから、総理から御所見を承りたいと思ひます。

質問の第六は、NHKのあり方についてであります。御承知のとおり、NHKは公共企業体組織でありますから、経営の基本方針とこれに基づく予算の大綱について国会の承認を得ることは当然であります。それ以外の運営方針については、郵政大臣は、アメリカにおけるオールチャンネル

は、協会の自主性を尊重して、思ひ存分力量を発揮させ、もつて放送法の目的たる公共の福祉に適合し、健全な民主主義の発達に資するようになすべきだと思ひます。もちろん、NHKの経営者は、業務運営にあつては、その財源が受信料にあることを常に念頭に置き、財政経理が安易にならないうよう厳に戒めることは当然であります。総理の御所見を承りたいと思ひます。

質問の第七は、放送衛星の実用化とオールチャンネル受信対策についてであります。通信衛星を中継媒体として欧米大陸間を結ぶテレビ中継に成功したのは、昭和三十七年の七月であります。その後、全世界的な規模に立つテレビ中継実現への期待は急速に高まつてまいり、多くの国では、通信衛星利用による今後の開発に備へ、準備を進めてゐるのであります。わが国においても、郵政省、国際電報、NHK、民間放送等において、それぞれの立場から鋭意研究を重ねてゐるのではありませんが、それぞれ考え方が違つておりました。一体どれを信用していいのかわからず迷つてゐるのではありません。このことは、開発研究と将来の見通しについて、いまだ政府に一貫した計画と方針の持ちあはせがないからであります。一方、科学技術庁、東京大学においても、通信衛星の開発研究を行なつてゐるのであります。これらが一体化となつての研究は国民の強く望むところであり、郵政大臣と科学技術庁長官は、わが国における通信衛星の総合的、一元的開発研究の基本方針を、宇宙開発審議会等において早急に確立すべきだと思ひますが、いかがでございまいしょうか。また、郵政大臣は、放送衛星の実用化はいつごろと判断されておられますか。そうして、これに對して、放送行政の観点からどのように対処しようとするのか、お伺いします。

今後、UHF電波の本格的な使用が考えられ、わが国においてもUHF混在による全面的な放送が行なわれることは必至と思ひます。これに對して、郵政大臣は、アメリカにおけるオールチャンネル

法的な法律を制定して、受信者の利益を守るようにすべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

最後に、東京十二チャンネルについてお伺いします。東京十二チャンネルは、発足以来、一年有余の月にして、約十四億円のぼろの経営上の赤字を生じ、全体としての負債額は四十五億円の巨額に達しております。そこで、やむを得ず、去る四月四日より、放送時間を五時間半に短縮し、百八十一名にのぼる人員整理を断行し、協力会費一億円を財源とする収支予算をもつて再建計画を樹立し、風前のともしび的な放送を続けているのであります。昨年六月、郵政省が再免許に際して付された条件は全く破られて、今日のような最悪の経営状態となった十二チャンネルは、もはや放送局開設の根拠を失つていたのであります。十二チャンネルに対して設立の認可を与え、監督権を持たれる郵政大臣と科学技術庁長官の責任は、重かつ大と言わなければなりません。再建計画は、十分検討してみました。明らかにごまかしのものでありまして、その内容は、再建計画ではなくして、自滅計画であります。私は、ここに両大臣の責任をきびしく追究するとともに、再建計画に対して確信が持てるという言明がこころでございませう。また、御所見を承りたいのであります。また、総理大臣は、この問題をどうお考えになつておられるのでございませうか。この際、政府は、わが国における科学技術教育専門放送局のあり方について再検討を加え、民放における教育放送経営の可否等も含めて、抜本的な考究を行なうべきではないかと私は思ひますのでございしますが、総理の御所見を承りたいと存じます。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(佐藤栄作君) 鈴木君にお答えいたします。〕

○国務大臣(佐藤栄作君) 鈴木君にお答えいたします。

ただいま、わが国におけるラジオ、テレビ等の発達の経過等については、鈴木君が御指摘のとおりだと思ひます。したがって、ただいまの放

送法あるいは電波法が、御指摘にありましたように今日の実情にはなかなか合っていない、こういうことはお説のとおりだと思ひます。また、説明ではつきりいたしましたように、郵政大臣から提案理由を説明いたしました。今回の改正は、過去の経験を生かし、同時にまた、国民の放送に對する要望にこたえる、各界各層の良識、良知を集めて、そうして成案を得て、今後の放送のあり方、あるいは電波政策のあり方等をきめることに重大なものでございませう。この点も御理解はいただいたと思ひますが、ただ、それにつきましても、前大臣が具体的に社会党と相談をするとか、あるいは四十八国会に提案するとか、かように申したと言われますが、私は必ずしも、そう具体的に、はつきりした約束があつたとは思ひません。

ただいま申し上げますことは、一昨年、法制調査会の答申を得まして、今回の改正はまことに重大だと、かように考えるがゆえに、各界各層の意見を十二分に取り入れて、そして納得のいくようなものをつくりたい、できるだけ早い機会に提案をする、かように申したことだと思ひます。

ただ、残念なことには、一昨年に、さような法制調査会の答申があつたにもかかわらず、四十八国会に提案することができなかった。同時に、この点では、提案のできなかつたことは、重大な法案でありますだけに、郵政省も態度として慎重であつたと、かように御承知いただきたと思ひます。であります。したがって、今回の放送法の改正にあたりまして、私どもが最も意を用いたものは何か。これは申すまでもなく、放送の自由、あるいは言論の自由、あるいは表現の自由、こういうことに制限を加える、こういうことは絶対に避けなければならぬ。今日、私が申し上げるまでもないことですが、民主主義国家としての最も誇りにするこの言論の自由、あるいは表現の自由、こういうことが確保されなければならぬ、かように思ひまして、特に意を用いたつもりでございませう。したがって、いろいろ社会党には社会党

の御意見があらうと思ひますし、また、その他の公明党や共産党におきましても、同じようにこれについては御意見があらうと思ひますが、十分その審議におきましてそれらの御意見を戦わして、そして、りっぱな放送法、電波法をここに成立させていただきたいと、心から願ひ次第でございます。

ただいまもお話にありましたように、いろいろ問題が山積しておるのではない、新規免許や、あるいは在来の免許の修正、あるいは増補等、いろいろ問題が山積してゐる。しかし、そのつとて言うことは、新しい法律ができて、その基本に従つて解決いたします。これこそは事務の渋滞を来たす、けしからぬことだ、かようなおしかりを受けました。私は、最初に鈴木君が御指摘になりましたように、今日の法制そのものが実情に即しない部分もある、どうか皆さんの御協力のもとに、早くりっぱな放送法の成立を得まして、そして、その定めるところによつての処置が、これがいい行き方ではないか、かように思ひますので、おくれで迷惑を国民に与えておる、かように思ひます。早く法案の成立をさせていただきたい、お願いする次第であります。

同時に、審議会において特別な委員会を設けて、そうして行政機構の改革をはかれ、大臣の権限が少し強過ぎやしないか、そこらに問題があるのだ、事務能力も低下しておる、かようなおしかりであります。私は、この点につきましては、鈴木君とは別な考え方を持っております。今日の内閣法のもとに各省制度というものがあつて、その責任が非常につきりしてゐる。したがって、大臣が許認可の権限を持つておる、これは当然その責任の所在を明確にすること、望ましいことだと思ひます。しかしながら、これはほんとに責任がとれないような状態で行政が処理されてはならないと思ひます。ことに制度審議会において申しますことは、どこまでもこの種の国民に對しての権利の設定、こういうような事柄に

ついては十分厳正であつて、公正な扱いをすべきである。また、一貫性が行政になければならぬ。かような御指摘だと思ひますので、この点については、この御期待に沿うように今後とも十分努力してまいらうと思ひます。

次に、マス・メディアの集中排除についてのお尋ねであります。申し上げるまでもなく、マス・メディアに對して規制を加える、こういうふうなことは民主主義のもとにおいては好ましいことではございせん。しかし、実情は、ただいまの放送の媒体がとにかく非常に強力なものになつておる。その結果、放送が一方所に集中される、かような事態が起こつておるのであります。そういう意味におけるこの集中の排除、これはやはりしなければならぬ、かように思ひますので、このマス・メディアの内部規制、こういう意味ではなくて、集中排除、こういうところに重点が置かれておるのでありますから、誤解のないように願ひたいと思ひます。また、行政の遂行にあたりまして、この点は十分注意をいたしまして、そうして民主主義の基本に反することのないようにいたしたいものと思ひます。

NHKの企業体としてのあり方についてのお尋ねであります。これは申すまでもなく、放送法に基づく特殊の法人でございませう。したがって、この特殊性を十分生かすということが大事であります。しかしながら、NHKも国家的なコントロール、これはやはり受けざるを得ない。しかし、その点では最小限度にこれを受けるといふこと、国会の権限等にもきわめて制限がされておると思ひます。その他の放送自体の問題については、どこまでも自主性が尊重される、かように私は考えておりますし、また実際にも、自主性が尊重されてきております。

最後にお尋ねのありました科学放送の問題であります。私は、民間放送におきましては、この種の事柄が行なわれることが最も適当だと、かように思ひますので、ただいまの方針を変える考え方は

はございません。(拍手)

〔国務大臣郵船一君登壇、拍手〕

○国務大臣(郵船一君) お答えいたします。

初めに、立法の経緯、基本態度であります。これは、ただいま総理からもお答えがありましたように、臨時放送関係法制調査会の答申を基礎として、臨時放送関係法制調査会の答申を基礎として、各方面——国会関係、報道、放送、世論一般、各方面の意向を十分参酌いたしました。したがって、社会党の発表されました放送法改正に関する党の態度等を十分参考といたしまして、このように各方面の意見を参酌した上で、放送制度の健全な発達を期待してまいり、このうち次第であります。したがって、ただいま鈴木さんが御指摘になりました各種の懸案が、法律の改正によって可能となるのであります。

第二には、放送行政機構についてのお尋ねでございます。放送行政機構については、調査会の答申が要求しておりますように、電波監理審議会の諮問事項を増加したり、公聴会の開催をいたします等、改正法は十分慎重な手続を定めたのであります。調査会自身が指摘しておりますように、諮問機関としての委員会が適切なものでありまして、純然たる行政委員会制度は政府の責任の所在を不明確にいたしますので、とるべきものではございません。

第三には、放送衛星の実用化とオールチャンネル的な法制が必要ではないだろうかというお尋ねでございます。総合的、一元的な開発が必要でありますから、現に関係機関はきわめて密接な連絡をとっております。放送衛星は、御指摘のように、一個の衛星によって広い地域を対象といたしますから、将来は十分、国際放送、国内放送に利用されるものと思っております。しかし、放送衛星は、何分にも各国の研究がようやく緒についた程度であります。たとえば衛星の電源とか、アンテナをどうするか、衛星から電波を送るが、その電波を受信する設備の技術的な開発がなお残っております。さらに、国際的には、使用周波数の取

りきめ等、事前に措置を要する問題が多いのであります。したがって、私にお尋ねのございました実用化の時期については、技術的に考えましても、放送衛星については十年以上かかるだろうと思っております。しかしながら、もし放送衛星ではなくて、放送中継専用の通信衛星による中継の実用化はどうかということであり、するならば、これは比較的容易に実現することと思っております。

なお、UV混在の場合の御質問がございましたが、混在方式をとってまいるといたしまして、地域的に順を追って実施してまいりますから、この場合におきましては、UHF受信を可能とする受像機の普及措置を当然とるべきものと思っております。

最後に、十二チャンネルについてのお尋ねでございます。現在のいわゆる再建策は暫定的な計画であります。再允許の際は、財団の事業改善の制約等から見まして継続可能と判断したのであります。財団が、本来の趣旨に沿いますよう、すみやかに根本的な再建計画を立てることを期待している次第であります。

以上をもってお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣中村梅吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(中村梅吉君) 今度の放送法の改正に

関連して、教育放送等が非常に重視され、また、拡張されるようになってきておりますので、これに関連して文部省が不当介入するような懸念はないのかと、こういう御指摘がございました。これは現行法及び改正法、いずれも第三条に、放送番組の編集の自由と責任の規定がございまして、この条項はあくまで厳守されるべきものであると思っております。従来におきましても、文部省はこうした放送に不当介入したことは全然ないと思っております。今後におきましても、この点は十分第三条の規定の趣旨を尊重して、さようなことは絶対ないようにはいたしてまいりたいと思っております。ただ、教育放送の中には、御承知のとおり、幼

稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育に直接利用する教育放送がございまして、この教育放送につきましても、別に、現行法の四十四条、新しい今度の法律で第三条の二と組みかえが行なわれましたが、この改正法の第三条の二にも、また、現行法にも明らかにされておりますように、学校教育放送については、「その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにならなければならない」と、こういう規定がございまして、これはおそろしくこの放送事業者に対して責任を負わせた、放送事業者が学校教育放送をする場合には、教育課程に準拠するように、その基準に準拠させなければならないのだと、こういう規定であると思っております。そこで問題は、放送事業者が教育という専門の事柄について、専門の知識を要するという場合に、文部省の協力を求められれば、これは教育を担当してあります文部省として、これは、その要請に応じて、積極的に教育課程に準拠していただくように協力をするのは当然でございますから、これは介入とかなんとかいう意味ではなしに、こういう意味で今後協力をつけてまいりたいと、かように存する次第でございます。

次に、宇宙開発の一元化について言及がございました。これは御承知のとおり、東京大学付置研究所としての宇宙開発研究所がございまして、この宇宙開発研究所は、御承知のとおり、広く門戸を開放して、国内の国公立各大学の学者、科学者、こういう方々には広く御参加を願って、ロケットの研究をいたしておりますが、このロケットの研究は、目的は宇宙の純科学的な物理現象の研究にあるわけでありまして、かたがた、科学技術庁がやっておりますロケットの研究は、これはロケットの利用面を目的にしておるのでありまして、放送通信あるいは船舶の航行、こういうことに今後ロケットを活用しようということで、利用面を担当しておるわけでありまして、しかしながら、それぞれそういう作業をする上において、非常に緊密な関係を保って、御指摘のように、一元的な運営をしていくことが望ましいのでございまして、御承知のとおり、現在宇宙研の高木博士が科学技術庁の推進本部長も兼務いたしておる次第で、この宇宙開発の一元化については、われわれも極力今後つとめてまいりたいと、かように存じております。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 医薬品の広告が、薬について必ずしも十分な認識を持っていない消費者に、誤った認識を与える、医薬品の誤用あるいは乱用を助長するおそれを与えるというものであつては、いけないというところは、鈴木さんが御指摘のとおりでございます。このことは、虚偽誇大の広告につきましましては、薬事法に基づいてこれを厳正に指導をいたしてまいったところであります。さらに、広告の適正を期しますために、医薬品等適正広告基準に従いまして、合理的な指導を行なつてまいったところであります。テレビやラジオの短い時間のスポットにつきましては、十分意を尽くさない点がございまして、この指導につきましましては、特に留意をしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣上原正吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(上原正吉君) お答えいたします。

放送衛星に關しましては、郵政大臣並びに文部大臣の御答弁で尽きておりますので、いまさら加えることは何もございません。十二チャンネルのことに関しましては、郵政大臣がほとんどお答えになりました。ただ、この再建計画に確信が持てるかというふうなお話でございまして、何ぶんにも財団法人でございますし、もとと営利事業ではございません。これには百社をこえる日本を代表する実業団体、会社その他がついておられますので、これが協力を結成いたしました。当局は非常にすぐれた実業家ぞろいであるから、たぶんうに更生できるだ

ろろといふことを期待しておる次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、農地管理事業団法案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。坂田農林大臣。

〔国務大臣坂田英一君登壇、拍手〕
○国務大臣(坂田英一君) 農地管理事業団法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

農業生産を維持増大して国民食糧の安定的な供給を確保するとともに、農業と他産業との間における所得及び生活水準の格差の是正をはかることが、農政の基本であると考へます。そのためには、零細な兼業農家を含め農家全体を対象として農業生産を振興し、その所得を高めることに努力いたすことはもとよりであります。最近における農業の動向から見ますと、農業に専念し、農業所得によって生活することができる農家を相当数育成することがきわめて重要であらうと存じます。このような自立経営農家及びこれに準ずる協業経営が健全に育成されるためには、農業に専念する農家が漸進的に経営規模を拡大し、生産性の高い農業経営の基礎を確立することのできる条件がつけられることが必要であります。

最近における農家戸数の推移を見ますと、昭和三十五年から四十年までの間に年平均約八万戸の減少を示しました。この間、都府県で一・五ヘクタール以上の農家が多少増加しておりますが、経営規模の拡大の傾向は必ずしも顕著とは言えない状況にあります。また、農地についての権利移動を見ますと、自作地の売買等による有償移動の面積は年々増加し、昭和三十九年には約七万五千ヘクタールとなっておりますが、その内容において

は、自立経営を目ざす農家の経営規模の拡大の方向に沿って行なわれているとは必ずしも言いがたいのであります。

そこで、年々移動している七、八万ヘクタールの農地に着目し、地域の実情に応じ無理なく経営規模の拡大に資するよう方向づけることにより、農業によって自立しようとする農家及びこれに準ずる協業経営の規模拡大を促進することを旨として農地管理事業団を設立し、農地及び未墾地の取得についてのあつせん及び融資、農地の売買その他、農地移動の円滑化に必要な業務を行なわせるため、この法律案を提出したのであります。

政府は、第四十八回通常国会における法案の審議経過等を勘案し、農地管理事業団の業務の範囲に未墾地の取得についてのあつせん及び融資を加えるとともに、事業団の業務は、今後事業の実施状況を見、市町村の希望により農村らしい農村のすべてにおいて実施することを目途として、初年度四百市町村において行なうものとし、また農家に直接接する事務は市町村及び系統農協に委託して処理することとする等、構想を改め、所要の予算を計上するとともに、この法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。以下、事業実施上特に重要な法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、農地管理事業団の目的は、農地等にかかる権利の取得が、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他、農地保有の合理化に資するよう、適正円滑に行なわれることを促進するため、これに必要な業務を行なうことにより、農業構造の改善に寄与することと規定しております。

第二に、事業団の業務に関する規定であります。まず、事業団の業務の範囲といたしましては、農地、採草放牧地、未墾地またはこれらの付帯施設についての売買または交換のあつせん及びその取得に必要な資金の貸し付けと、農地、採草放牧

地またはこれらにかかる付帯施設についての買入れ、交換及び売り渡し、借り受け及び貸し付け並びに信託の引き受けを行なうこととしております。

次に、事業団は、農林大臣の指定する業務実施地域内にある農地等について業務を行なうものとしております。この指定は、都道府県知事が関係市町村と協議し、都道府県農業会議の意見を聞いて申し出た場合について行なうこととしております。

さらに、事業団の業務執行の方針といたしましては、自立経営になることを目標として農業経営を改善しようとする農家及びこれに準ずる農業生産法人の農地等の取得または借り受けを促進するよう、その業務を行なわなければならないものとしております。

また、事業団の貸し付け金及び売り渡し対価の償還条件は、年利三分、償還期間三十年以内の元均等年賦償還とするほか、一定の場合における一時償還及び償還の猶予、売り渡した農地等の買戻し、農地等の信託にかかる信託法の特例、地方公共団体及び信用農協連合会等に対する業務の委託について規定いたしております。

以上のほか、農地法の適用につきまして、事業団による農地等の買入れ、売り渡し及び借り受け、貸し付けについては許可を要しないこととし、また、事業団が農地等を借り受け、これを貸し付けた場合は、小作地の所有制限は適用せず、更新拒否等についての許可を不要とする等の特例を設けることとしております。

さらに、税制上の特例といたしましては、本法案において不動産取得税を軽減することとしておりますが、また、別途、租税特別措置法の一部改正によりまして、所得税及び登録税を軽減することとしております。

以上が農地管理事業団法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。武内五郎君。

〔武内五郎君登壇、拍手〕
○武内五郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました農地管理事業団法案につき、総理大臣並びに農林大臣に対して若干の質問をするものであります。

私は、政府が今回ようやく基本法農政の背骨とも言うべき構造政策を取り上げるに至りましたことは、転換期に立つと言われる今日の日本の農業にとつて、まことに重要な問題を提起したものであると考えるのであります。私は、まず、自由民主憲政の政府がとってきた農業政策に対して、謙虚な反省を求めなければなりません。特に、自由民主政府の農地制度に対する混沌とした態度を指摘しなければなりません。

御承知のとおり、農地改革は、地主的土地所有を廃止して、農村の民主化と農業の近代化を進める重大な使命をもつて遂行されたものであります。しかるに、自由民主政府には、機会があれば農地改革を打ち切ろうとする魂胆がつきまとうておったのであります。昭和四十年、いわゆる農地被買収者に対する補償法の強行をあげなければなりません。これは、農地を解放した地主に対する補償の二重払いであることは言うまでもなく、表面はいかに言いつくろおうとも、その腹の底では、地主制度の復活をねらうものであると言われたい方ではないほど、反時代的な態度であつたのであります。農地改革によって、農民は、地主制度のもとでは思ひも寄らなかつた土地改良などへの意欲的な投資を行なつてまいりました。進歩の最もおくれしていると云われる東北地方でさえ、何人の拘束を受けることなく農業用機械を導入したり、また、早期栽培の新しい技術を取り入れて、生産力を高め、冷害の苦悩を軽減することができたのであります。しかるに、政府は、農地改革のもたらした農業生産力の前進から、ことさらに目をそらして、それを一そう発展させよう

とする施策を忘れて、ひたすら巨大な産業資本の育成に力を注ぐことに専念して、農業と農民を軽視する態度をとってきたのであります。

かかる政策の影響が強くあらわれた第一は、無計画な都市の拡張による工場の敷地、宅地の造成のための人為的な農地の荒廃であります。

第二は、農地価格の騰貴と農地の細分化及び兼業農家の増加等、きびしい事態が起きてまいったことでもあります。ことに、実質的小作制度の復活である諸負担が各地に発生していることは重視しなければなりません。

いまや、農地制度は事実上くずれつつあります。専業農家の兼業農家への転落、出かせぎ者の増加、農業生産力の低下と、食糧自給体制の崩壊など、日本農業は危機に直面しているのであります。その上、農産物の価格は安定せず、公共料金をはじめ、消費物の高騰は、農民の生活を著しく脅かしておるのであります。お人よしのイワンのような農民は、農地を離れて、追われるごとく村を出て、仕事をさがし、流浪しなければならぬ運命へと追いやられていくのであります。農民が窮乏するところに、また、農業生産力の低下は避けられないのであります。この農業の現実の姿は、農業の危機と云う以外に何の表現がありません。私は、日本の農業の真情を直視して総理大臣はいかに考えているか、偽りのない心境を伺いたいのであります。

次に、この法案は第四十八国会に提案され、次のような批判があり、ついに審議終了となつたのであります。すなわち、

その第一は、農地価格が高く、農業所得率が低く、拡大再生産を期待する条件の乏しいものでは、たとえ融資による農地の取得を進めても、自立経営の維持は困難であるということであり、

第二は、離農する農家に安定した就職の保障のないもので農地を手放させようとすることは、小農切り捨てとなるということであり、

第三は、本事業団の事業の推進は、自立経営た

り得るものと、そうでないものとを差別することとなり、差別農政が行なわれる危険があることとあります。

第四は、事業の対象は、農業のよって立つ農地であり、農民に対して差別農政が行なわれるところに、官僚統制の生じるおそれがある等の、多くの批判や反対意見があつたのであります。政府はこれらの批判をどれだけ尊重し消化したか。また、本事業の推進のための諸条件が成熟したものと考えるのか、お尋ねしたいのであります。

質問の第三、本事業団の目的である農業経営規模の拡大、農地の集団化、その他、農地保有の合理化など、いかなる方法によつてこれを進めようとするか、お尋ねしなければなりません。

農業の生産性の低下を克服して農業所得の増大をはかり、食糧自給体制の確立という立場から、経営規模の拡大が要求されまじし。事実、何とかして農業で生きようとする農民の中から強く要求されているのであります。また、他方、農業就業人口の激しい流動によつて生じる労働力の不足を補おうとする新しい農業経営形態への移行が見られるのであります。すなわち、省力的農業の形成が要求されているのであります。しかるに、新しい農業経営形成の要請にもかかわらず、農地移動の真情は、たとえば、昭和三十九年に移動した農地の面積は、自作地で七万六千町歩、このうちには、零細農家が取得した分も含まれておりますから、経営拡大のための農地移動は、全耕地面積のわずかに一％にすぎないのであります。しかも、本事業によつて集中をはかろうとする耕地面積は、年間わずか一千九百町歩ということでは、なおさら問題にならないではありませんか。

質問の第四は、この事業団では、自立経営者たり得る農家だけを区別して、その対象としようとするのであります。すなわち、自立経営農家を造成するためには、農業から追い出される者を選び出さなければなりません。計画がまだ中央政府

や都道府県段階のうちは、むしろ農民の中には、あるいは期待する者があるかもしれません。しかし、市町村の手に移り、実際の問題に直面したとき、そこにはもはや、自立農家としての保護育成を受ける者と、農業から追い出される者との明らかなにされるのであります。だから、しばしば農民の首切り政策だという批判が起こるのは当然であります。

かつて、秋田県北秋田郡比内町が農業構造改善事業の地域に指定されましたが、農民の強い反対を受けて返上した事件がありました。この比内町では、育成する自立農家は、何戸で農地は何町何反、そして離農する者は小坂鉾山などに就職をあっせんするなどの計画を立てたところが、大騒ぎになつたのであります。今日の構造改善事業の指定地区の七〇％は何らかの形で農民の抵抗を受けているといわれております。構造改善事業の推進は、残酷な生体実験だと言われるのは、こういうことからであります。

農地管理事業団の構想は、このような構造改善事業の失敗を繰り返すものとなるのではないでしようか。農民の分解と対立を引き起こし、生活のよりどころを失わしめて、政府に対する不信感を育てることになるのではないでしようか。追われる不安のつきまとうところの農民は、寒い北風にマントのえりをかたく押えるイソップ物語の旅人のごとく、農地に執着するのは当然と言わざるを得ないのであります。農地の流動化を促進するためには、離農しても就職も住居も心配のない措置がとられなければなりません。離農者に対するあたたかい保障対策を示していただきたいのであります。

本事業は、自立経営農家の育成にのみ重点を置き、零細農民の離農を促進しようとする差別農政のものでは、農業は混沌におちいり、生産は減退してしまふ。現に、過去三年連続して米は減産しており、また、各作物の作付面積は、三十五年の二百二十八万町歩が四十年には三十一％減の百五十

六万町歩と、大幅な減歩を示し、農業生産の停滞を明らかにしているのであります。したがって、主要農産物の自給率は年々下降線をたどり、食料農産物だけについて見ても、三十三年から三十七年までは、おおむね八七ないし八八％程度であつた自給率が、三十九年には八一％に低下しておるのであります。生産の減退を補つていき、需要にこたえるためには、もっぱら輸入農産物に依存しなければなりません。近年わが国の農産物輸入の増加は真に著しいものがあり、三十六年、三十七年には、ほぼ十億ドルからの輸入が、三十八年には一挙に十五億ドルに、三十九年にはさらに十八億ドルに達しようとして、四十年度もまた、引き続き高率な増加を見せておるのであります。白書は、食料を中心とする農産物の自給率を、できる限り維持することが望ましいと述べながら、一方では、その著しい農産物の輸入の増加を、開放経済体制へ本格的に移行し、輸入市場としてのわが国のシェアが高まつて、世界農業との結びつきを深めていると、みずから高く評価することに見えておるのであります。これでは、政府が本気に食糧自給度維持のための農業政策を持つていのかどうか、疑わざるを得ないのであります。

経営規模の拡大は、第一に農地の集中をはかること、第二に経営内容を近代化することであり、水田も畑も、人為的な決壊を中心とする壊滅面積は、開墾、干拓等により拡張面積を上回つて、はなはだしく面積の減少を来たしておるのであります。それは同時に、農地価格の騰貴を刺激し、かえつて農地の流動化を妨げておることでもあります。たとえ、若干の移動はあつても、その面積は零細であつて、経営規模拡大の方向をとつていないのであります。加えて、農地保全の目的をもつて発足した農地信託制度の利用はほとんどなく、逆に、諸負担小作制度の広がり、実に目ざましいものがあります。諸負担小作は、農地法をくぐり、やみ小作制でありまして、それ自体、経営規模

の拡大を妨げておるのであります。かかる事態は、政府の政策を信頼しない農民が、みずからの生活を守ろうとする無言の抵抗であることを、深く銘記しなければならぬと存するものであります。農業は、いま厚い壁に突き当たっており、農民はまた、迷路に立っております。私は、混迷する日本農業のあり方と、窮迫する農民を思うとき、政府が、今日の農業政策を抜本的に改め、反省と良心に基づく政策の打ち出しができるまで、本案を撤回して、検討を加える必要があると考えるものであります。総理並びに農林大臣のお考えを承りたいのであります。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

ただいま、農業の現状をいかに見ているかと、こういうことで、武内君の所感をまじえていろいろのお話がございました。申すまでもなく、ただいまたいへん苦しい状況にある、一言でかような言い方ができるかと思っております。同時にまた、農業自身が曲がりかどに來ているというような表現もあります。さらに、農業基本法を御審議の上で御制定を願ったのも、こういうような現状に対処するためであります。また、最近の近代経済の発展の結果、工業部門あるいは商業部門との間にたいへん格差を生じておる、これも私も、しばしば指摘したところであります。農業と他産業との格差をなくする、こういう意味のあらゆる努力を今日まで続けてまいりましたのであります。申すまでもなく、生産性を向上することがその主要なる対策だと、かように私は考えます。

そういう意味で生産性向上のための努力がいろいろなされてまいりましたのであります。その一つとして、農地管理事業団をたいたい足しとして、おはかりをしておるわけでありまして、申すまでもないことですが、専業農家の育成強化、これがやはり、農業の自立、他産業との格差をなくする上において、最も重点を置くべき点だといえます。

でも申し、またかように考えておりますが、同時にまた、農業所得の増加ばかり考えないで、現状では農家所得がふえるような措置もつていかざるを得ない。そういう意味で地方開発等も積極的に推進するし、工場の誘致その他農家所得がふえていくような施策をとつておる、またとらなければならぬと、しばしば申し上げたことであります。そういう点で、政府の基本的な態度、これは御了承いただきたいと思ひます。

ところで、今回農地管理事業団法案をおはかりいたしておりますが、すでに昨年これを提案いたしましたして御審議をいただいたつもりであります。その際に、いろいろ御意見も出てまいりました。今回の再提案の場合には、それらの御意見も十分参酌いたしまして、事業の内容あるいはその経営の規模、あるいは市町村の協力の問題、さらにまた、税制上の問題等々、それぞれ手直しをいたしまして、今回御審議をいただいておりますのでございます。

申し上げるまでもなく、農業の基本的対策、これを推進していく上において、これはどうしても必要だと、政府はかように考えておりますので、十分御審議をお願いするのであります。

その際に、ただいま御指摘になりました、大體、土地が高いじゃないか、専業農家を育成するといつても、高い農地を代価を払つてはなかなか専業農家の育成にならぬだろう、これも御指摘のとおりでありますので、こういう場合におきましては、農地管理事業団あるいはまた、金融等におきまして、特別に低利長期の資金の融資をする、三十年の返済期間、同時に年三分と、かような非常な低利長期の資金を用意する。あるいはまた、税制上でも、特に新しい取得者の負担にならないように、農地を手に入れる人の負担にならないようにくふうをいたしておるわけでありまして、また、離農の人たち——あるいはこの制度を設けて離農を奨励するのではないか、あるいは、はなはだしきは、離農を強要するのではないか。た

だいまも農地あるいは構造改善の事業等について、地方における非難あるいは不平の点としてこういう点が、強要あるいは奨励するんじゃないかというような御指摘がありますが、これは絶対に、離農を強要したり、あるいは奨励したりするようないかなる制度でもございせん。むしろこういう事業のものといたして農業に専念して、そうしてその規模を拡大していくといういわゆる専業農家、これを育成強化する、それのお手伝いをするというのが一つであります。また、現実には実際に離農しておる、何らのめんどもみられないで離農し、その土地が荒廃に陥つておる。こういうのは、私も政府からいたしても、そのまゝほうっておくわけにはいかぬ。むしろ積極的に慰留しなければならぬような方々、その場合の所有の土地に対して農地管理事業団がこの件に入ることによりまして、十分その離農者の利益も確保する、こういうことでありたいと思ひのであります。そういう意味の措置が今回とられておるわけでありまして。

次に、差別農政のお話に触れましたが、これはただいま申し上げるような意味で、専業農家だけを育成強化するわけではございせん。農政の基本が、専業農家も必要だ、同時にまた、零細農業あるいは兼業農家、これらの利益の確保も絶対に必要だと、かように思ひますので、一方で協業も進めてまいります。同時に、農家収入がふえるような副業の道も開いてまいつておるのであります。

次に、請負耕作制がほとんど出でる、これは旧小作制の復活ではないか、かように御指摘であります。この請負耕作制が出たのは、おそらく協業の關係等から効率的な制度としての請負制が生まれたのだと思ひます。私も十分注意しなければならぬことは、逆行することは厳に戒めなければならぬから、いわゆるやみ小作、かような批判を受けないように、これは正しいもの、あるいは役立つものであるような方向で使わ

れることであるならば許されますが、同時に、農地制度は十分守つていきたいと思ひます。

そこで、旧農家に、いわゆる旧地主に対する農地補償の問題まで引き合いに出されて、これはこれは旧地主制度への復活の道を開いたのではないか、かようなお話であります。旧地主に対する補償は、当時十分御審議をいただきましたように、政府の処置そのものが農民対策であつたことだけは申すまでもない。旧地主は、多く農村にいて、農民である。しかしながら、これは農政にはつながつておらない、この点はぜひ武内君にも理解していただきたいのであります。私もがあの補償制度をやりましたことは、当時十分説明をいたしましたように、旧地主のあの犠牲によりまして日本の民主化がはかられた。ひとり土地制度だけの問題ではございません。それを私も多と受けた旧地主の方々の心理的ないろいろの点も考慮して、そうして、あの処置をとつたのであります。これが農政の一環であるかのような御批判は、当たらないのでありますから、その点はもうすでに御承を得た、そうしていま実施中の問題でありますから、蒸し返されたいようにお願いいたします。

最後に、この問題はまだ機が早い、機が熟さない、かような意味で、ひとつ撤回をして出直したかどうかというお話でございまして、政府は撤回はいたしません。どうか、昨年に引き続いての御審議でありますから、農政のために、農民のために、この制度に御協力願うよう心からお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣坂田英一君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂田英一君) 武田議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。大局は総理から御答弁されたことに尽きておると思ひますけれども、なお、補充的に申し上げておきたいと思ひます。

御存じのとおり、前回の法案審議の経過にかん

がみまして、先ほども申し上げましたとおり、業務の範囲、それから業務の実施の規模、いわゆる四百里町村にする。市町村等への事務の委託、それから税の軽減をするといったような改善をやっておくことは、先ほども申し上げたとおりでございます。

それから農地価格の問題についても、大体総理からお話がありましたわけですが、もちろん農地価格が非常に高いときには、それを取得した経営者が困ることは当然でございます。さような関係からいまして、農地事業団があつてをいまして、そういうことによつて、いろいろの経営も要らないし、時間もかからないし、前もって十分調査をしたことに従つて売買されまから、非常に簡便にいくということ、それから年三分、長期償還の融資でございますから、この負担が非常に軽いという問題、登録税及び不動産取得税を軽減するといった問題等でございます。まずこれならば農地取得後においても経営に困るようなことはない、かように考えておるわけでございます。

それから離農の問題については、総理からお話があったこととございますので、特別に繰り返して申し上げる必要はないと思つてございします。が、今度の制度は、申すまでもなく、強制したり、あるいは奨励をして離農してもらつたという考えはないのであります。現に七、八万町歩の移動がございします。それを経営の規模拡大あるいは合理化の方向へ持つていくことにしよう、という考え方で出たものでございします。手厚い処理を配慮する必要があることは言うまでもありません。そういう場合において、譲渡所得の所得税の軽減、それから売却するほうの人が年寄りであれば、いわゆる中高年齢層の職業促進措置の活用をはかる、これらの問題、それからまた、処分する資産の取得者に対する融資を十分考えていく、すなわち、それらの円滑化をは

かるといふことによりまして、これらの便宜をはかつていくという仕事はもちろやるわけでございます。さらに、本年度においては、離農等に関する実態調査を行ないまして基本的な施策の検討に資したい、かように考えているわけでございます。

それから先ほど、いわゆる小さい兼業農とか零細農などの首切りのではないかといったようなことを意味されていろいろ問題がございまして、いわゆる差別農政、そういう点については、総理からお話がありましたので、そのとおりでございます。ただ、われわれといたしましては、重複する必要もないのでありますが、重ねて申し上げますと、農業によつて自立しようという熱意を持ち、その能力を持つ農家を育成していこうということとあります。このことは、兼業農家あるいは零細農家を含めた農家全体を対象としての農業生産の振興及び所得の増大をはかるために、政府として各般の施策を進めていることと決して矛盾するものではないことは、これは言うまでもないと思つてございします。

次に、農地の保全等についてはどうかという問題、つまり、人口の都市集中や、産業の発展に伴つて、農業以外の土地需要が増大し、農地のこのいわゆる潰廃が増加しておる、また、農業労働の減少、農家の兼業化が依然として続いているのは、それはそのとおりであります。この農地の転用につきましては、各般の緊急の社会的、経済的事情等、優良農地の維持保全等の調整をはかつていくことが必要であることはいうまでもないものであります。そういう意味で農地転用制度が行なわれておるのでございします。これらについては十分これらの関係を調整してまいつておることとは御了承のとおりでございます。そういうことでございまして、できる限りわれわれとしては努力いたします。

ついでいろいろ問題がありました。そのうちの大きな面としては、この圃場整理、あるいは農用地の造成、その他農業生産の基盤の整備等について、十分これらは、本年、土地改良長期計画を策定いたしまして、政府としても特別に積極的にこれを実施してまいるのでございまして、経営の拡大その他についても十分考えてまいります。また、この牧畜関係から申しまして、畜産の飼料用としての草地の造成等もこれではかつてまいることではないかと思つてございします。

その他いろいろ御質問もありましたけれども、広範囲にわたつておりますので、なお委員会において申し上げたいと思つております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、第三次国際不協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長木内四郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

第三次国際不協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月十四日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第三次国際不協定

締約政府は、

(a) 商品協定が、価格の短期的安定及び一次産品市場の堅実な長期的発展を確保することに寄与することにより、特に、開発途上にある生産国の経済成長を著しく助長することができるとを認め、

(b) 不協定に関する問題の解決に貢献するために国際商品協定の枠内で生産国と消費国とが統一的に協力することの価値を認め、

(c) 不協定の生産、消費又は貿易のための条件が有利かつ公平であることに強く依存している多数の国にとつて不協定が特に重要であることを認め、

(d) 特に、開発途上にある生産国における不協定産業の健全性及び成長を保護し及び助長すること並びに輸入国の消費者の利益を保護するために不協定の十分な供給を確保することの必要性を認め、

(e) また、不協定の生産国にとつて自国の輸入購買力の維持及び増大が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第一条 目的

(a) この協定の目的は、次のとおりとする。

(b) 世界における不協定の生産と消費との間の調整を図り、かつ、不協定の過剰又は不足から生ずる重大な困難を緩和すること。

(c) 不協定の価格の過度の変動を防止すること。

(d) 不協定の輸出による収入、特に、開発途上にある生産国の輸出収入の維持及び増加に寄与し、並びに当該生産国が急速な経済成長及び社会的発展のための資金を得ることに寄与する取極を行なうこと。この場合において、輸入国の消費者の利益を同時に考慮するものとする。

(e) 不協定について、生産者にとつて採算のとれる収入のある活発かつ上昇的な生産の達成、消費者にとつて公正な価格での十分な供給の確保及び生産と消費との長期的均衡の維持を可能にする条件を確保すること。

(e) ずの供給と需要との間の不均衡から生ずるおそれがある広範な失業又は不完全雇用その他の重大な困難を防止し又は緩和すること。

(f) ずの供給の重大な不足が生じ又は生ずることが予見される場合において、ずの生産の増大及び公平な価格でのずの地金の公正な配分を確保するための措置を執ること。

(g) ずの供給の重大な過剰が生じ又は生ずることが予見される場合において、生産国に生ずることがある重大な困難を緩和するための措置を執ること。

(h) 政府による非商業的ずの在庫の処分を検討するとともに、この処分に適用することができずの基準で、生ずることがある不安定及び困難を除去するためのものを定めること。

(i) 世界のずの産業の短期的及び長期的問題を継続して研究するための取極を行なうこと。

(j) 新たなずの産出を開発する必要性及び現存のずの産出を必要に配置又は尚早な放棄から保護する必要性を常に検討すること。

(k) ずの消費を促進するための研究を行なう機関への一層広範な参加を奨励すること。

(l) 第一次及び第二次の國際ず協定に基づく國際ず理事会の業務を継続すること。

第二条 定義

この協定の適用上、

「ず」とは、ずの地金その他の精練ず又は精練に若しくは鉱床から採掘された鉱石に含有されているず分をいう。この定義の適用上、「鉱石」には、(a)選鉱以外の目的のため鉱床から採掘された物質及び(b)選鉱の際廃棄される物質は、含まれないものとみなされる。

「ずの地金」とは、十分に商品価値のある精練ずで純度九十九・七五パーセント以上のものをいう。

「緩衝在庫」とは、第十条及び第十一条の規定に従つて設けられ、かつ、運送される緩衝在庫をいう。

「保有ずの地金」とは、緩衝在庫の保有についていうときは、緩衝在庫のために購入されたが緩衝在庫の管理官がまだ受領していない地金を含むものとし、緩衝在庫から売却されたが同管理官がまだ引き渡していない地金を除くものとする。

「トン」とは、常衡二、二四〇ポンドのロング・トンをいう。

「純輸出量」とは、附屬書C第一部に掲げる状況の下に輸出された量から同附屬書第二部の規定に従つて定められた輸入量を差し引いたものをいう。

「参加国」とは、自国の領域の全部若しくは一部について自国のために、若しくはこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入する権限を自国に与えている国若しくは領域のために、この協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入した国の政府又は第三条若しくは第二十五条の規定に従つて個別的参加が宣言された国若しくは領域の政府をいう。また、文脈により、これらの国又は領域自体をいう。

「生産国」とは、批准書、承認書、受諾書、通告書若しくは加入書において生産国であると宣言した参加国又は関係文書において生産国であると宣言された参加国をいう。

「消費国」とは、批准書、承認書、受諾書、通告書若しくは加入書において消費国であると宣言した参加国又は関係文書において消費国であると宣言された参加国をいう。

「供与国」とは、緩衝在庫に対し供与を行なつている参加国をいう。

「單純過半数」とは、参加国の投票を合算したものの過半数をいう。

「個別單純過半数」とは、参加国の投票の過半数及び消費国の投票の過半数(それぞれ別個に計算する)をいう。

「三分の二の個別多数」とは、生産国の投票の三分の二以上の多数及び消費国の投票の三分の二以上の多数(それぞれ別個に計算する)をいう。

「効力発生」とは、別に定める場合を除くほか、この協定の最初の効力発生をいう。その効力発生は、第二十四条の規定に従つて暫定的なものであるが同条3の規定に従つて確定的なものであるかを問わない。

「統制期間」とは、統制期間として宣言され、かつ、その期間中の総輸出許可量が定められている期間をいう。

「四半期」とは、暦年の四分の一で、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日から始まるものをいう。

第三条 参加国の種類

1 各締約政府は、第二十四条の規定に基づいて寄託する批准書、承認書、受諾書若しくは批准、承認若しくは受諾の意思の通告書又は第二十五条の規定に基づいて寄託する加入書において、生産国又は消費国のいずれかとしてこの協定に参加することを希望する旨を宣言しななければならない。締約政府は、この協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、又はこの協定に加入するときは批准書、承認書、受諾書、通告書又は加入書において、その後は第二十五条の規定に従つて条件として、ずの生産又は消費に關係がある国又は領域で同政府が場合に應じ生産国又は消費国として個別的に参加することを宣言する権限を有するものために、その国又は領域が生産国又は消費国として個別的に参加することを宣言することができる。

2 理事会は、自国の属する種類について、消費国から生産国へ又は生産国から消費国への変更を考慮している参加国の要請があるときは、当該国のために、場合に應じトン数又は百分率をできる限りすみやかに暫定的に決定しなければならぬ。

3 前記の暫定的な決定が行なわれた後、当該参加国は、1の規定に基づいて行なつた宣言を改めて自国の種類を変更する旨を理事会に通告することができる。

4 理事会は、前記の通告を受領した後、2の規定に基づいて決定された暫定的なトン数又は百分率が確定的なものとなり、かつ、実施される日を決定するものとする。

5 当該参加国は、4の規定に基づいて理事会が決定した実施の日から、旧種類に属する国に係るこの協定によるいすれの権利及び特権をも享有せず、かつ、いすれの義務によつても拘束されないものとし、また、新種類に属する国に係るこの協定によるすべての権利及び特権を享有し、かつ、すべての義務によつて拘束されるものとする。もつとも、

(a) 種類の変更が生産国から消費国への変更である場合には、変更を行なつた国は、この協定の終了に際して、第十三条の規定に従つて清算される緩衝在庫における自国の持分の返還を受ける権利を保有する。

(b) 種類の変更が消費国から生産国への変更である場合には、変更を行なつた国について理事会が定める条件は、その国とこの協定にすでに参加している他の生産国との間において、公平でなければならない。

第四条 國際ず理事会

A 構成

1 (a) 第二次國際ず協定により設立された國際ず理事会(以下「理事会」という)は、この協定を実施するため、この協定に定める構成、権能及び職務をもつて存続する。

(b) 理事会の所在地は、ロンドンとする。

2 理事会は、議長及び各参加国の代表をもつて構成する。

3 各参加国は、理事会において、代表一人によつて代表される。各代表は、自己の不在その他の特別の場合に自己に代わつて行動し及び投票する権限を有する代表代理並びに顧問を理事会の会合に伴うことができる。

4 (a) 理事会は、三分の二の個別多数によつて独立の議長一人を任命する。この議長は、どの参加国の国民であつてもよい。議長の任命については、この協定の効力発生後の理事会の第一回会合において審議する。

(b) 議長は、その任命に先だつ五年間にずの産業又はず取引に実質的に従事したことがあつてはならず、かつ、8に定める条件に合致していなければならない。

(c) 議長は、理事会が定める任期その他の条件に従い、在職する。

(d) 議長は、理事会の会合において投票権を有しない。

議長は、理事会の会合を主宰し、また、理事

れないものとし、また、新種類に属する国に係るこの協定によるすべての権利及び特権を享有し、かつ、すべての義務によつて拘束されるものとする。もつとも、

(a) 種類の変更が生産国から消費国への変更である場合には、変更を行なつた国は、この協定の終了に際して、第十三条の規定に従つて清算される緩衝在庫における自国の持分の返還を受ける権利を保有する。

(b) 種類の変更が消費国から生産国への変更である場合には、変更を行なつた国について理事会が定める条件は、その国とこの協定にすでに参加している他の生産国との間において、公平でなければならない。

第四条 國際ず理事会

A 構成

1 (a) 第二次國際ず協定により設立された國際ず理事会(以下「理事会」という)は、この協定を実施するため、この協定に定める構成、権能及び職務をもつて存続する。

(b) 理事会の所在地は、ロンドンとする。

2 理事会は、議長及び各参加国の代表をもつて構成する。

3 各参加国は、理事会において、代表一人によつて代表される。各代表は、自己の不在その他の特別の場合に自己に代わつて行動し及び投票する権限を有する代表代理並びに顧問を理事会の会合に伴うことができる。

4 (a) 理事会は、三分の二の個別多数によつて独立の議長一人を任命する。この議長は、どの参加国の国民であつてもよい。議長の任命については、この協定の効力発生後の理事会の第一回会合において審議する。

(b) 議長は、その任命に先だつ五年間にずの産業又はず取引に実質的に従事したことがあつてはならず、かつ、8に定める条件に合致していなければならない。

(c) 議長は、理事会が定める任期その他の条件に従い、在職する。

(d) 議長は、理事会の会合において投票権を有しない。

議長は、理事会の会合を主宰し、また、理事

れないものとし、また、新種類に属する国に係るこの協定によるすべての権利及び特権を享有し、かつ、すべての義務によつて拘束されるものとする。もつとも、

(a) 種類の変更が生産国から消費国への変更である場合には、変更を行なつた国は、この協定の終了に際して、第十三条の規定に従つて清算される緩衝在庫における自国の持分の返還を受ける権利を保有する。

会の決定に従つて、この協定の運営及び実施について、理事会に対して責任を負う。

6 理事会は、副議長二人を、一人は生産国の代表から、一人は消費国の代表から、毎年選挙する。副議長は、理事会が別段の決定をしない限り、理事会の議長として行動する間は、議長のすべての権限及び任務を有する。副議長は、議長として行動する間は投票権を有しないが、自己の代表団の投票権を行使する他の者を任命することが出来る。

7 (a) 理事会は、事務局長一人及び第十条の規定に従つて設置される緩衝在庫の管理官（以下単に「管理官」という。）一人を任命し、並びにこれらの役員の仕事条件を定める。

(b) 理事会は、事務局長の任務を定めなければならず、また、緩衝在庫の管理官がこの協定に定める任務及び理事会が課することを適当と認めるその他の任務を遂行する方法について議長に指示を与えることができる。

(c) これらの役員は、その任務の遂行について第一に議長に対して責任を負い、また、理事会が必要と認める職員の補佐を受ける。これらの職員の任命の方法及び雇用の条件は、理事会によつて承認されなければならない。

8 議長、事務局長、管理官及び職員の任命及び雇用については、それらの者がまず産業又はまず取引にかなる金銭上の利害関係を有していないか又は有しないようになること及び、その職務又は任務に關し、理事会又はこの協定の規定に従つて理事会に代わつて行動する者以外のいかなる政府、個人又は機関の指示をも求めないか又は受けないことを条件とする。

9 理事会は、つて認められ、又はこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行のため必要な場合を除くほか、理事会のいづれの役員又は職員も、この協定の実施又は運営に關するいかなる情報をも漏らしはならない。

B 会合
10 (a) 理事会は、少なくとも一年に四回会合するものとする。

(b) 会合は、いづれかの参加国の要請により又はこの協定の規定が要求するところに従い、議長又は議長に支障があるときは事務局長が

招集する。会合は、また、議長がその裁量によつて招集することができる。

(c) 会合は、理事会が別段の決定をしない限り、理事会の所在地で開催されるものとし、第十二条の規定に基づいて招集される場合を除くほか、各会合について少なくとも七日の予告が与えられるものとする。

11 理事会のいかなる会合においても、全生産国の総票数の三分の二以上の票数を有する代表と全消費国の総票数の三分の二以上の票数を有する代表とが総体で定足数を構成する。ただし、理事会のいづれかの会合について前記の定足数が得られない場合には、少なくとも七日を経過した後再び会合が招集される。この会合においては、一、〇〇〇票をこえる票数を有する代表が総体で定足数を構成する。

12 いずれの参加国も、理事会のいづれかの会合において自国の利益を代表し、かつ、自国の投票権を行使することを、理事会が満足する形式により、他のいづれかの参加国に委任することができる。

C 投票

13 生産国は、合計して一、〇〇〇票を有する。この一、〇〇〇票は、各生産国が、最初の五票のほか、この協定の附属書Aに掲げる自国の百分率又は第七條10の規定に従つて随時公表される自国の百分率とすべての生産国の百分率の合計との比率にできる限り等しい比率の票数を受けるように生産国の間に配分する。

14 消費国は、合計して一、〇〇〇票を有する。この一、〇〇〇票は、各消費国が、最初の五票のほか、この協定の附属書Bに掲げる自国のトン数とすべての消費国の総トン数との比率にできる限り等しい比率の票数を受けるように消費国の間に配分する。もつとも、

(a) 消費国が三十をこえるときは、各消費国のための最初の票数は、すべての消費国のための最初の票数の合計が一五〇票をこえてはならないという要件に合致する最高の整数でなければならない。

(b) 附属書Bに掲げられていない、いづれかの国が消費国としてこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入し、又は第三條の規定に従つて生産国から消費国へ種類を変更する旨を通告したときは、理事会は、その国のトン数を決定し、かつ、公表する。その国のトン数は、この条の規定の適用上、附属書Bに掲げるトン数の一とみなし、理事会が定める日から適用する。

(c) 理事会は、その第一回会合において附属書Bを改定することが出来るものとし、また、改定した附属書Bを公表するものとする。この附属書は、この条の規定の適用上、公表後直ちに効力を生ずる。

(d) その後においては、理事会は、各四年の第二四半期中に開催される会合において、これに先だつ三箇年における各消費国の平均年間消費量を検討し、かつ、この消費量の平均を基礎とする各消費国の改定されたトン数を公表する。このトン数は、この条の規定の適用上、附属書Bに掲げるトン数とみなし、翌年の七月一日から適用する。

15 いかなる参加国も、四五〇票をこえる票数を得てはならない。

16 一未満の数を伴う票は、あつてはならない。

17 附属書A若しくはBに掲げる国がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し、若しくはその批准、承認若しくは受諾の意思を通告しなかつたため、13、14、第十五條、第十條、第十九條、第二十二條、第二十一條、第二十二條若しくは第二十四條の規定を適用したため、又は第三條の規定に基づいて参加国の種類の変更があつたため、消費国又は生産国の票数の合計が一、〇〇〇票に不足する場合には、残余の票は、場合に應じ、他の消費国又は生産国の間に配分する。こ

の配分される票は、これらの消費国又は生産国がおのおののすでに有している票数から最初に配分された票数を差し引いたものにできる限り比例するものとし、かつ、その票には端数を伴う票があつてはならないものとする。

18 理事会の決定は、別段の定めがある場合を除くほか、個別単純過半数によつて行なう。棄権は、賛成投票又は不賛成投票のいずれともみなさない。投票の際、代表は、自己の票を分割してはならない。

D 職務及び任務

19 (a) 理事会は、自己が要請するときはいつても、緩衝在庫の保有量及び運用に關する情報でこの協定に基づき自己の職務を遂行するため必要と認めるものを議長から受ける。

(b) 理事会は、
(i) 各会計年度の終了後、当該年度の理事会の活動の報告書を公表する。
(ii) 各四半期の終了後、当該四半期末における理事会の保有する地金のトン数を示す明細書を公表する。

もつとも、前記の明細書又は報告書は、理事会が別段の決定をしない限り、関係期間の終了後三箇月以内には公表しないものとする。

20 理事会は、次のものと協議し及び協力するために適当な取極を行なうものとする。

(a) 国際連合及びその適当な機関、特に国際連合貿易開発会議並びに国際連合の専門機関

(b) 国際連合若しくはその専門機関の加盟国であるか又は第二次国際協定の締結国であつた非参加国

21 理事会は、参加国に対し、この協定の満足な運営に必要なすべての情報を提供するよう要請することができる。また、第十九條の規定に従うことを条件として、参加国は、この要請された情報をできる限り詳細に提供する。

22 理事会は、各四半期に少なくとも一回、次の

四半期のすすの予想される生産及び消費の見積りを行なう。

23 理事会は、この協定の運営及び実施のため必要な権限（第五条に定める運営勘定のため借入れを行なう権限を含む。）を有し、かつ、この協定の運営及び実施のため必要な任務を遂行する。

24 理事会は、すす産業の短期的又は長期的問題に関する研究を行ない又は促進することができ、

25 (a) 理事会は、その職務の遂行について理事会を補佐するため必要と認める委員会を置くことができる。

(b) 理事会は、自己の有する権限で個別單純過半数により行使することができ、かつ、三分の二の個別多數により、委員会に委任することができ、三分の二の個別多數により、委員会の付託事項を決定し、かつ、その委員を任命する。理事会は、このような委任を單純過半数によりいつでも撤回することができ、

26 (a) 理事会は、自己の手續規則を制定する。

(b) 理事会の委員会は、理事会が別段の決定をしない限り、自己の手續規則を制定することができる。

E 特権及び免除

27 理事会は、各参加国において、この協定に基づくその職務の遂行のため必要な通貨交換上の便宜を与えられる。

28 理事会は、各参加国において、その国の法律に反しない範囲内で、この協定に基づく理事会の職務の遂行のため必要な法律上の能力を与えられる。

29 理事会は、各参加国において、その国の法律に反しない範囲内で、理事会の資産、収入その他の財産につき、この協定に基づく理事会の職務の遂行のため必要な課税の免除を受ける。

30 理事会が所在する国の政府は、理事会がその

職員であつて自国の国民でないものに支払つた報酬に対する課税を免除する。

第五条 会計

1 (a) この協定の運営及び実施のため二勘定を維持する。

(b) 議長、事務局長、管理官及び職員報酬を含む理事会の運営費及び事務所費は、一勘定（以下「運営勘定」という。）に記帳する。

(c) 緩衝在庫の取引若しくは操作の際に生ずるか又はそれに帰せられるすべての費用（貯蔵、委託、保険及び電信電話施設に関するすべての費用を含む。）は、この協定に基づき参加国が負担する緩衝在庫に対する供与分から支弁され、かつ、管理官が他の一勘定（以下「緩衝在庫勘定」という。）に記帳する。

2 理事会は、この協定の効力発生後の第一回会合において次のことを行なう。

(a) その会計年度を決定すること。

(b) この協定の効力発生の日とその会計年度の末日との間の期間について運営勘定における分担金及び支出の予算を承認すること。

その後は、理事会は、各会計年度について同様の年次予算を承認する。一会計年度中いつでも運営勘定の残高が理事会の運営費及び事務所費を支弁するには不十分となるおそれがあると認めるときは、理事会は、その会計年度の残余の期間について追加予算を承認することができる。

3 理事会は、前記の予算を基礎として、運営勘定のための各参加国の分担金をスターリング貨で査定する。各参加国は、査定の通告を受けた時に、自国の分担金の全額を理事会の事務局長に支払う義務を負う。各参加国は、その査定のあつた日に自国が理事会において有する一票について所要総額の二千分の一を支払うものとす。ただし、いずれの国の分担金も、一会計年度につき一〇〇スターリング・ポンドを下まわるものであつてはならない。

4 参加国がこの条、第七条及び第十条の規定に基づいて理事会に対して行なう支払並びに理事会が第十条、第十三条及び第二十三条の規定に基づいて参加国に対して行なう支払は、スターリング貨又は、参加国の選択に従ひ、ロンドンの外国為替市場でスターリング貨に自由に交換される通貨で行なうものとする。

5 理事会は、査定の通告の日付の日から六箇月以内に運営勘定のための分担金を支払わないすべての参加国から理事会の会合における投票権を奪うことができる。このような国が査定の通告の日付の日から十二箇月以内に分担金を支払わないときは、理事会は、この協定に基づく他のいずれの権利（第十三条の規定に基づく緩衝在庫の清算の際の参加権のうち未払分担金に相当する部分に係るものを含む。）をも奪うことができる。ただし、理事会は、このような未払分担金を受領したときは、5の規定に基づいて奪われた権利をその国に対して回復させるものとす。

6 理事会は、各会計年度の終了後できる限りすみやかに、会計検査済みの運営勘定及び緩衝在庫勘定を公表する。もつとも、緩衝在庫勘定は、関係会計年度の終了後三箇月以内には公表しないものとする。

7 理事会は、理事会又は理事会の委員会への代表の費用並びにその代理及び顧問の費用について責任を有しない。

第六条 最低価格及び最高価格

1 この協定の適用上、すす地金に対する最低価格及び最高価格が定められる。

2 最初の最低価格及び最高価格は、それぞれ、第二次協定の終了日に同協定に基づいて実施されていた最低価格及び最高価格とする。

3 最低価格と最高価格との間の差は、三の価格帯に分ける。理事会は、いずれの会合においても、各価格帯の限度を決定することができる。

4 (a) 理事会は、この協定の効力発生後の第一回

会合において及びその後は随時又は第十二条の規定に従つて、最低価格及び最高価格がこの協定の目的を達成するために適当であるかどうかを検討するものとし、また、これらの価格のいずれか一方又は双方を改定することができる。

(b) 理事会は、前記のことを行なうに際して、すすの生産及び消費の現在の傾向、既存の生産力、将来の十分な生産力を維持するための時価の妥当性その他関係要素を考慮に入れなければならない。

5 理事会は、改定された最低価格又は最高価格（第十二条の規定に基づいて決定される暫定価格又は改定価格を含む。）及び改定された価格帯をできる限りすみやかに公表する。

第七条 輸出統制

1 理事会は、生産国がこの条の規定に従つて輸出することができるすすの量を随時決定する。

2 (a) 理事会は、第四条22の規定に基づいて行なう生産及び消費の見積りの検討に照らして、かつ、緩衝在庫に保有されるすす地金の量及び現金、他の在庫量、その入手可能性、その予想される傾向、すす取引、すす地金の時価その他すべての関係要素を考慮に入れて、統制期間を宣言することができるものとし、また、同一の決議により、その統制期間に対する総輸出許可量を定めるものとする。この総輸出許可量を定めるに際して、理事会は、すす地金の価格を最低価格と最高価格との間に維持するように需要に供給を適合させることを任務とする。理事会は、また、予測することができない事情から生ずる供給と需要との間の不均衡を是正するために十分なすす地金及び現金を緩衝在庫に維持することを目標としなければならない。

(b) 統制期間は、四半期に対応するものとす。ただし、理事会は、この協定の有効期間中輸出制限が初めて実施される場合又は輸出

制限が行なわれなかつた期間の後再び実施される場合には、二箇月以上五箇月以内の期間で三月三十一日、六月三十日、九月三十日又は十二月三十一日を終期とするものを統制期間として宣言することができる。

(c) この協定に基づく各統制期間における輸出制限は、その期間についての理事会の明示の決定によるものとし、理事会がその期間を統制期間として宣言せず、かつ、その期間に対する総輸出許可量を定めない限り、実施しないものとする。

(d) 理事会は、少なくとも一〇、〇〇〇トンのすず地金が前記の期間の初めに緩衝在庫に保有される可能性があることを認めない限り、統制期間を宣言してはならない。ただし、

(i) 輸出制限が行なわれなかつた期間の後初めて統制期間が宣言されるときは、2の規定の適用上、数量は、五、〇〇〇トンとし、かつ、

(ii) 理事会は、三分の二の個別多数により、いかなる期間についても、場合に依り、所要の一〇、〇〇〇トン又は五、〇〇〇トンの量を削減することができる。

(e) 効力を生じた総輸出許可量は、緩衝在庫の保有量が(d)の規定に基づく所要のすず地金の最低量又はその規定に基づいてその最低量に代わる他の量を下まわつたという事実のみによつては、関係統制期間中効力を失ふことはない。

(f) 理事会は、第十一条及び第十二条の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限又は停止にかかわらず、統制期間を宣言し、かつ、総輸出許可量を定めることができる。

(g) 理事会は、(a)の規定に基づいてすでに定められた総輸出許可量を改定することができる。ただし、この量は、関係統制期間中は、削減することができない。

(h) 理事会は、2の規定に基づいて統制期間を

宣言し、かつ、その統制期間について総輸出許可量を定めた場合には、同時に、自国の領域内の鉱山ですずを生産している消費国に対して、その生産の結果行なわれる輸出に關し、理事会と当該国との間の合意により適当と認められる輸出制限を当該統制期間について行なうことを要請することができる。

3 2の規定にかかわらず、総輸出許可量が第二次国際すず協定に基づいて同協定の最後の四半期について定められ、かつ、同協定の終了の際になお効力を有するとき、

(a) この協定の効力発生の日から始まる統制期間は、この協定に基づいて統制期間として宣言されたものとみなし、

(b) (a)の統制期間に対する総輸出許可量は、この条の規定に従つて理事会により改定されない限り、第二次協定の最後の四半期について同協定に基づいて定められた総輸出許可量に比例して定めるものとする。

ただし、この協定の効力発生の日に一〇、〇〇〇トンを下まわすすず地金が緩衝在庫に保有されているときは、理事会は、その第一回会合において情勢を検討するものとし、輸出制限を継続する決定に達しなかつたときは、(a)の期間は、統制期間でなくなるものとする。

4 いずれかの統制期間に対する総輸出許可量は、附属書Aに掲げる各国の百分率又はこの協定に従つて公表されることがある改定百分率表に掲げる各国の百分率に比例して生産国の間に配分し、いずれかの統制期間についていずれかの国に關してこのように算出されたすずの量は、その統制期間に対するその国の輸出許可量とする。

5 この協定の効力発生後いづれかの国が生産国としてこの協定を批准し、承認若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入し、又は第三条の規定に従つて消費国から生産国へ種類を変更する旨を通告したときは、理事会は、その国の百分率を決定した後、すべての他の参加生産国の百分率をそれらの国の現行の百分率に比例して再決定する。

6 (a) 理事会は、生産国の百分率を検討し、附属書Gに掲げる規則に従つてこれを再決定する。ただし、生産国の百分率は、理事会の第一回会合で行なわれる最初の再決定の場合を除くほか、十二箇月の期間中は、その期間の当初における百分率の十分の一をこえて削減してはならない。

(b) 理事会は、附属書Gに掲げる規則に従つて措置を執るにあたり、いづれかの生産国が例外として陳述する事情に妥当な考慮を払ふものとし、三分の二の個別多数により附属書Gの規則の全部又は一部の適用を停止することができる。

(c) 理事会は、随時、三分の二の個別多数により附属書Gを改正することができる。この改正は、同附属書に合体されるものとみなして適用する。

(d) 6に掲げる手続によつて算出された百分率は、公表するものとし、かつ、附属書Aに掲げる百分率に代わるものとして、理事会の決定の日に續く四半期の最初の日から適用する。

7 (a) 4の規定にかかわらず、理事会は、生産国の同意を得て、総輸出許可量に対するその国の持分を削減し、かつ、その削減量を、他の生産国の間にこれらの生産国の百分率に比例して、又は事情により必要であるときは他の方法により、再配分することができる。

(b) (a)の規定に従つていづれかの統制期間についていづれかの生産国に關して決定されたすずの量は、この条の規定の適用上、その統制期間に対するその国の輸出許可量とみなす。

8 (a) 生産国でいづれかの統制期間に対する自国の輸出許可量に従つて輸出する権利を有する

量のすずをその統制期間中に輸出することができないと認めるものは、できる限りすみやかに、いかなる場合においても前記の輸出許可量が効力を生じた日の後一箇月以内に、理事会に対し、その旨を宣言しなければならぬ。

(b) 理事会は、前記の宣言を受けたとき、又はいづれかの生産国がその輸出許可量に従つて輸出する権利を有する量のすずをいづれかの統制期間中に輸出することができないと認めるときは、所定の総輸出許可量が実際に輸出されるため必要と認める量だけその統制期間に対する総輸出許可量を増加することができる。

9 (a) 各統制期間における各生産国からのすずの純輸出量は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、その統制期間に対するその国の輸出許可量を限度とする。

(b) (a)の規定にかかわらず、いづれかの統制期間におけるいづれかの生産国からのすずの純輸出量が、その統制期間に対するその国の輸出許可量を五パーセントをこえて超過するとき、理事会は、この純輸出量がその国の輸出許可量を超過した量をこえない追加の供与を緩衝在庫に対して行なうことをその国に要求することができる。この供与は、すず地金若しくは現金で又は理事会が定める割合のすず地金及び現金で、かつ、理事会が定める期日前行なうものとする。現金で行なわれる供与の部分は、この協定の効力発生の日に実施されている最低価格で算出する。すず地金で行なわれる供与の部分は、その供与が行なわれる統制期間に対するその国の輸出許可量に含めるものとし、これに対する追加分としない。

(c) (a)の規定にかかわらず、いづれかの連続する四統制期間(適当なときは(b)に定める統制期間を含む)におけるいづれかの生産国から

のすずの純輸出量の合計が、これらの期間に對するその国の輸出許可量の合計をパーセントをこえて超過するときは、その後の四統制期間のそれぞれに對するその国の輸出許可量は、超過して輸出したトン数の合計の四分の一又は理事会が決定するときはそれより大きい割合（ただし、その合計の二分の一をこえないものとする）の削減を受けることがある。この削減は、理事会が削減の決定を行なつた統制期間に続く次の統制期間から適用する。

(d) いずれかの国からのすずの純輸出量の合計が連続する四統制期間を通じて(c)に掲げるその国の輸出許可量をこえた後、さらに、次の連続する四統制期間(c)の規定の適用を受ける統制期間を含まない(c)におけるその生産国からのすずの純輸出量の合計がこれらの四統制期間に對する輸出許可量の合計をこえるときは、理事会は、(c)の規定に従つてその国の純輸出許可量を制限するほか、緩衝在庫の清算の際のその国の参加権の一部（最初は二分の一をこえないものとする）を奪うことを宣言することができる。理事会は、その決定する条件に基づき、このようにして奪われた参加権をいつでもその国に對して回復させることができる。

(e) 自国の輸出許可量をこえる量及びこの条の他の規定により許される量をこえる量のすずを輸出した生産国は、できる限り早い機会に、このような自国のこの協定に對する違反を是正するため効果的な措置を執らなければならぬ。理事会は、9の規定に基づいて執る手段を決定するにあたり、その生産国が前記の措置を執らなかつたこと又はその措置を執ることが遅れたことを考慮に入れなければならない。

10 (a) いずれかの生産国の百分率の決定若しくは変更又はいずれかの生産国の脱退によつて百分率の合計が百でなくなるときは、他の各生産国

の百分率は、その合計が百になるように比例的に調整されるものとする。

(b) この場合には、理事会は、できる限りすみやかに改定百分率表を公表する。この表は、輸出統制に關しては、百分率を改定する決定が行なわれた統制期間の次の統制期間の最初の日から適用する。

11 各生産国は、自国の輸出量がいずれの統制期間に對する自国の輸出許可量にもできる限り一致するように、この条の規定を遵守し、かつ、実施するため必要な措置を執らなければならない。

12 この条の規定の適用上、理事会は、いずれかの生産国からのすずの純輸出量にその国の鉱業生産から生ずるいかなる物質に含有されているすず分をも含めることを決定することができる。すずは、附屬書Cに掲げる国については、同附屬書にその国の国名に對して掲げる手続が完了したときは、輸出されたものとみなす。ただし、

(a) 理事会は、隨時、その国の同意を得て附屬書Cを改正することができる。この改正は、同附屬書に合體されるものとみなして適用する。

(b) 理事会は、すずがいずれかの生産国から附屬書Cに定める方法以外の方法で輸出されたときは、この協定の適用上そのすずが輸出されたものとみなすべきかどうかを決定し、輸出されたものとみなすときは、その輸出が行なわれたものとみなす時を決定する。

14 9 (b)、(c)及び(d)の規定の適用上、第二次協定第七條2の規定に基づいて總輸出許可量が定められている統制期間及び第二次協定第七條の規定に基づいて行なわれた制裁は、この協定の効力発生の日からは、この条の規定に基づいて定められ、又は行なわれたものとみなす。

1 統制期間を宣言した後いつでも、理事会は、

附屬書Dに掲げる条件が履行されると認めるときは、三分の二の個別多数により、第七條4にいう輸出許可量のほか、特定の量のすずの輸出（以下「特別輸出」という）を許可することができる。

2 理事会は、三分の二の個別多数により、特別輸出に對し必要と認める条件を附することができ。

3 特別輸出は、第十四條の規定及び理事会が2の規定に基づいて附する条件が履行される場合には、第七條7、8及び9の規定が適用されるときも、考慮に入れない。

4 理事会は、三分の二の個別多数により、附屬書Dに掲げる条件をいつでも改正することができる。もつとも、この改正は、すでに与えられた許可及び2の規定に基づいてすでに附された条件に従つていずれかの国が行なつたことを害するものではない。

第九條 特別寄託

1 生産国は、理事会の同意を得て、管理官に對し、すず地金の特別寄託をいつでも行なうことができる。特別寄託は、緩衝在庫の一部として取り扱われず、かつ、管理官は、これを自由に処分してはならない。

2 自国内のすず地金の特別寄託を行なう意思を有する旨を理事会に通報した生産国は、理事会が輸出される地金又は精鉱が特別寄託の對象であるすず地金となることを確認するために要求する証拠を提供することを条件として、第七條4の規定に基づいてその国に割り当てられた輸出許可量のほかに、その地金又は精鉱を輸出することを許可されるものとする。第七條7、8及び9の規定は、その生産国が第十四條の要件に従うことを条件として、その輸出には適用しない。

3 管理官は、特別寄託を理事会が決定する場所においてのみ受領することができる。

4 議長は、前記のすべての特別寄託の受領を参

加国に通告する。

5 すず地金の特別寄託を行なつた生産国は、いずれかの統制期間においてその輸出許可量の全部又は一部に充てるため、その特別寄託の全部又は一部の返還を受けることができる。この場合には、特別寄託から返還を受けた量は、第七條の規定の適用上、その返還が行なわれた統制期間中に輸出されたものとみなす。

6 統制期間として宣言されなかつた四半期においては、特別寄託は、第十四條4の規定に従うことのみを条件として、その寄託を行なつた国が自由に処分することができる。

7 特別寄託に關連して直接生ずるすべての経費は、その寄託を行なう国が負担するものとし、理事会は、いかなる経費をも負担しないものとする。

第十條 緩衝在庫の設置

1 この条の規定に従つて緩衝在庫を設置し、かつ、維持する。生産国は、これに對して2の規定に従つて自発的供与を行なうことができる。

2 (a) 生産国は、合計二〇、〇〇〇トンのすず地金に相當する額の供与を行なう。この供与の額の半分については、この協定の効力発生の日以前の義務が生じ、その供与は、(b)の規定に従うことを条件として、この協定に基づく理事会の第一回会合の日に供与されるものとする。供与の額の他の半分については、理事会は、供与を行なうべき一又は二以上の期日及び各回の供与の額を隨時決定することができる。

(b) 理事会は、(a)の規定に基づいて行なわれる供与のうち現金による部分及びすず地金による部分を決定する。生産国は、理事会の決定の日以前現金による供与を行ない、かつ、理事会の決定の日以後三箇月以内にすず地金による供与を行なうものとする。

2の規定に従つて行なうこととなつてゐる供

与は、当該供与国の同意を得て、第二次協定に基づき緩衝在庫からの移転により、行なうことができる。

4 (a) 2にいう供与は、附属書Aに掲げる百分率に従つて、生産国の間に割り当てらるものとす。第七條B及び附属書Gの規定に従つて理事会の第一回会合で検討され、かつ、再決定された百分率によつて供与の再割当てが行なわれるものとする。

(b) 理事会は、前記の再割当ての結果理事会に払い込まれるべき額を集めたときは、直ちに、その再割当ての結果支払を受けるべき国に対し、それぞれ適当な支払を行なうものとする。

5 (a) いずれかの生産国がこの協定の効力発生後この協定を批准し、承認し若しくは受諾し、その批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入し、又はいずれかの消費国が第三條の規定に従つて生産国へ種類を変更する旨を通告したときは、その国の供与は、附属書Aの百分率を参照して、理事会が決定する。

(b) (a)の規定に基づいて決定される供与は、文書の寄託の日又は第三條4の規定に基づいて理事会が決定する日に行なうものとする。

(c) 理事会は、合計が(a)の規定に基づいて受領した供与分をこえない限度の返還を他の生産国に対して行なうことを決定することができる。また、その返還の全部又は一部をすず地金で行なうことを決定するときは、必要と認められる条件をその返還に附することができる。

6 (a) 理事会は、緩衝在庫のため、緩衝在庫が保有するすずの倉庫証券を担保として、必要と認める金額を借り入れることができる。ただし、その借入れの最高額及び条件は、消費国の投票の過半数及び生産国の投票の全部により承認されなければならず、また、いずれの消費国も、この借入れによりなんらの義務をも負わないものとする。

務をも負わないものとする。

(b) 理事会は、三分の二の個別多数により、緩衝在庫のための借入れに適當と認め、他の取極を行なうことができる。ただし、いずれの参加国に対してても、その国の同意がない限り、(b)の規定に基づいていかなる義務をも課さないものとする。

7 (a) いずれの参加国も、理事会の同意を得て、かつ、返還その他に關する条件を附して、緩衝在庫に対し、現金若しくはすず地金又はその双方で自発的供与を行なうことができる。

(b) 議長は、前記の自発的供与の受領を参加国に通告する。

(c) (a)の規定に基づいて附される条件にかかわらず、理事会は、参加国の要請により、いつでも、その国が緩衝在庫に対して行なつた自発的供与の全部又は一部をその国に返還することができる。この返還の全部又は一部がすず地金で行なわれるときは、理事会は、必要と認める条件をその返還に附することができる。

8 (a) この条の規定に基づく供与を行なうため自国内にある在庫からの輸出を希望する生産国は、第七條の規定に基づいて決定される輸出許可量のほかに、前記の希望する量の輸出の許可を理事会に申請することができる。

(b) 理事会は、前記の申請を審査し、必要と認める条件を附してこれを承認することができる。

(c) 第七條7、8及び9の規定は、前記の条件が満たされること及び輸出される地金又は精鉱が緩衝在庫に引き渡されるすず地金となることを確認するために理事会が要求する証拠が提供されることを条件として、その輸出には適用しない。

9 管理官は、すず地金による供与を、ロンドン金物取引所が正式に認める倉庫その他理事会が決定する場所においてのみ受領することができる。

10 (a) 理事会は、生産国がこの条の規定に基づく義務を履行しないときは、その国からこの協定に基づく権利及び特権の一部又は全部を奪ふことができる。また、他の生産国に対してその不履行分を現金若しくはすず地金又はその双方で補正することを要求することができる。

(b) 不履行分の一部がすず地金で補正されるときは、その不履行分を補正する生産国は、第七條の規定に基づいて決定される輸出許可量のほかに、自国に要求される量の輸出を許可される。第七條7、8及び9の規定は、輸出される地金又は精鉱が緩衝在庫に引き渡されるすず地金となることを確認するために理事会が要求する証拠が提供されることを条件として、その輸出には適用しない。

(c) 理事会は、いつでも、その決定する条件で、次のことを行なうことができる。

(i) 前記の義務の不履行が是正された旨を宣言すること。

(ii) 当該国の権利及び特権を回復させること。

(iii) 他の生産国が(a)の規定に基づいて行なつた追加の供与をこれに年五パーセントの率で利子を附して返還すること。ただし、追加の供与のうちすず地金で行なわれた部分については、前記の利子は、(a)の規定に基づく理事会の決定の日におけるロンドン金物取引所のすず地金の決済価格で現金に換算した価額を基礎として算出するものとする。

理事会は、前記の返還の全部又は一部をすず地金で行なうときは、必要と認める条件をその返還に附することができる。

11 この条の規定の適用上、供与のうち現金で行なわれる部分は、この協定の効力発生の日に実施されている最低価格で購入することができるすず地金の量に相当するものとみなす。

第十二條 緩衝在庫の管理及び操作
管理官は、理事会の指示の範囲内において、

この条及び第十三條の規定に従つて行なう緩衝在庫の操作、特にすずの購入、売却及び在庫の維持について責任を負う。

2 この条の規定の適用上、すずの市場価格は、ロンドン金物取引所におけるすずの現物価格又は理事会が随時決定するその他の価格とする。

3 (a) 最高価格に等しいか又はこれを上まわる場合には、管理官は、自己が処分することができる現物すずがあるときは、5の規定に従うことを条件として、すずの市場価格が最高価格を下まわるか、又は自己が処分することができる現物すずがなくなるまで、そのすずをロンドン金物取引所において最高価格で売りに出すものとする。

(b) 最低価格と最高価格との間の上限価格帯にある場合には、管理官は、市場価格の急激な騰貴を防止することを必要と認めるときは、現物すずをロンドン金物取引所において市場価格で売却することができる。

(c) 最低価格と最高価格との間の中間価格帯にある場合には、管理官は、理事会の特別の許可があるときに限り、売却又は購入を行なうことができる。

(d) 最低価格と最高価格との間の下限価格帯にある場合には、管理官は、市場価格の急激な下落を防止することを必要と認めるときは、現物すずをロンドン金物取引所において市場価格で購入することができる。

(e) 最低価格に等しいか又はこれを下まわる場合には、管理官は、自己が処分することができる資金があるときは、5の規定に従うことを条件として、すずの市場価格が最低価格を上まわるか又は自己が処分することができる資金がなくなるまで、現物すずをロンドン金物取引所において最低価格で買ひに出るものとする。

4 管理官は、8の規定に基づいてロンドン金物取引所において現物すずを購入(又は場合によ

- り売却)することができるときは、ロンドン金物取引所において先物すずを購入(若しくは場合により売却)し、又は他の既設のすず市場において現物すず若しくは先物すずを購入(若しくは場合により売却)することができ。ただし、管理官は、この協定の終了前に完了しない先物取引には従事することができない。
- 5 理事会は、管理官に対し、すずを政府の非商業的在庫から購入し、又はこれに若しくはこのために売却することを許可することができる。3の規定は、この許可に係るすず地金については適用しない。
- 6 (a) 3(a)及び3(c)の規定にかかわらず、理事会は、会期中であれば、この協定の目的が前記の規定により管理官に課される義務の履行によつては達成されないと認めるときは、緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができ。7 この条の規定にかかわらず、理事会は、管理官の資金が操作の際に要する費用を支弁するために不十分であるときは、管理官に対し、その費用を支弁するために十分な量のすずを時価で売却する権限を与えることができる。
- 第十二条 緩衝在庫及び通貨の再評価
- 1 議長又はいずれかの参加国が、通貨の相対的価値が変動したため最低価格及び最高価格の再検討が必要であると認めるときは、この再検討を行なうため、議長は、理事会の会合を直ちに招集することができる。また、その参加国は、議長に対して理事会の会合を直ちに招集することを要請することができる。この会合は、七日より短い予告をもつて招集することができる。
- 2 1に定める場合において、議長は、管理官によるすずの売買がこの協定の目的を害するおそれがある程度にまで達することを防止するため必要であると認めるときは、1にいう理事会の会合が行なわれるまでの間、緩衝在庫の操作を暫定的に制限し又は停止することができる。
- 3 理事会は、この条の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限若しくは停止を行ない、又はその制限若しくは停止を確認することができる。理事会がなんらの決定をも行なわない場合において、緩衝在庫の操作が暫定的に制限され又は停止されているときは、その操作は、再開されるものとする。
- 4 理事会は、この条の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限若しくは停止又はこの制限若しくは停止の確認を決定した日から三十日以内に、暫定的な最低価格及び最高価格を決定すべきかどうかを検討しなければならず、また、この暫定的な最低価格及び最高価格を決定することができる。
- 5 理事会は、暫定的な最低価格及び最高価格が決定された日から九十日以内にそれらを再検討しなければならず、また、新たな最低価格及び最高価格を決定することができる。
- 6 理事会は、4の規定に従つて暫定的な最低価格及び最高価格を決定しなかつた場合には、その後の会合において、最低価格及び最高価格をいかなる価格にすべきかを決定することができる。
- 7 緩衝在庫の操作は、4、5又は6の規定に従つて決定される最低価格及び最高価格を基礎として再開するものとする。
- 第十三条 緩衝在庫の清算
- 1 理事会は、第七条の規定に従つていずれかの統制期間に対する総輸出許可量を定めるに際し、必要があるときは、緩衝在庫の保有すず地金の量をこの協定の終了の日までに削減することと望ましいことについて考慮を払わなければならず、また、この総輸出許可量を、理事会がこの考慮を払わなかつた場合に当該統制期間に対する総輸出許可量として定めたであらう量よりも少ない量で理事会が決定するものに定めることができる。
- 2 管理官は、理事会の指示の範囲内において、理事会が1の規定に従つて総輸出許可量から削減した量のすず地金を緩衝在庫から最低価格以上の現行の市場価格で売却することができる。
- 3 第十一条の規定に基づく緩衝在庫のすべての操作は、この協定の終了の日に終了する。管理官は、その後は、新たにすず地金を購入してはならず、また、5及び7の規定により又は4の規定に基づき理事会により権限が与えられた場合にのみ、すず地金を売却することができる。
- 4 管理官は、理事会が5、6、7及び8に掲げる措置に代えて随時他の措置を定めない限り、緩衝在庫の清算に關して、5、6、7及び8に掲げる手段を執らなければならない。
- 5 管理官は、この協定の終了の後でできる限りすみやかに、この条の規定に従つて行なわれる緩衝在庫の清算の費用の総額の見積りを作成し、かつ、この費用を支弁するために十分であると認める金額を緩衝在庫勘定の残高から控除しておくものとする。緩衝在庫勘定の残高が前記の費用を支弁するために不十分である場合には、管理官は、追加の必要額を調達するために十分な量のすず地金を売却するものとする。
- 6 (a) この協定の規定を条件とし、かつ、それに従つて、緩衝在庫の各供与国の持分は、その国に返還する。
- (b) 管理官は、各供与国の持分を確定するため、次の手続を執るものとする。
- (i) 緩衝在庫に対する各供与国の供与(第十条7(a)の規定に基づいて行なわれ、かつ、同条7(c)の規定に基づいて返還された自発的供与を除く)を評価する。このため、供与国が金地で行なつた供与の価値は、この協定の効力発生の日に実施されていた最低価格で算出し、かつ、その国が現金で行なつたすべての供与の総額に加える。
- (ii) この協定の終了の日における管理官のすべての保有すず地金は、その日におけるロンドン金物取引所の現物すずの決済価格で評価し、かつ、その価格は、5の規定により要求される金額の控除を行なつた後、その日に管理官が保有する現金の総額に加える。
- (iii) (b)の規定に基づいて得られた総額が緩衝在庫に対して供与国が行なつたすべての供与の総額(10(a)の規定に従つて算出したもの)より多いときは、余剰分は、緩衝在庫に対する各供与国の供与の額に、この協定が終了する時までその供与が管理官の
- (f) 理事会は、前記の検討において(a)又は(b)の規定に基づく制限又は停止を確認することができる。また、議長が(c)の規定に基づいて制限
- (e) 議長は、理事会が(a)の規定に基づいて緩衝在庫の操作を制限し又は停止したときは、その決定を検討するため理事会の会合を招集するものとする。この会合は、制限又は停止の日の後六週間以内に開催しなければならない。
- (d) 議長は、(b)の規定により自己に与えられた権利に基づき緩衝在庫の操作を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するため理事会の会合を招集するものとする。その会合は、制限又は停止の日の後十四日以内に開催しなければならない。
- (c) 議長は、(b)の規定により自己に与えられた権利に基づき緩衝在庫の操作の制限又は停止をいつでも撤回することができる。
- (b) (a)の規定に基づく操作の制限又は停止の権利は、理事会の会期中でない期間は、議長に与えられる。
- (a) 議長は、(b)の規定により自己に与えられた権利に基づき緩衝在庫の操作の制限又は停止をいつでも撤回することができる。

処分に任されていた期間の日数を乗じたものに比例して、供与国の間に割り当てる。

(d) 6の規定に基づいて各供与国に割り当てられるはずの地金と現金との比率は、同一とする。

7 ついで、管理官は、各供与国に対し、6の手續の結果その国に割り当てられる現金を返済する。管理官は、

(i) 各供与国に割り当てられるはずの地金を、できる限り等しい量で十二箇月に分割してその国に引き渡すか、又は

(ii) 供与国が選択するときは、前記の分割して引き渡すはずの地金を売却し、その純売上金をその国に支払う。

8 はずの地金の全部が7の規定に従つて処分されたときは、管理官は、5の規定に基づいて控除しておいた金額の残額を、6の規定に従つて各国に割り当てられる割合で供与国の間に配分する。

第十四条 生産国の在庫量

1 (a) 附属書Cに掲げる意味の輸出が行なわれなかつたいずれの生産国内の在庫量も、統制期間中のいかなる時においても、附属書Eにおいてその国について示す量の四分の一をこえてはならない。

(b) 前記の在庫量は、鉱山と附属書Cに掲げる輸出地点との間を輸送中のものを含まない。

(c) 理事会は、統制期間を含まない連続する四以上の四半期からなる期間の純輸出量をもつて附属書Eに掲げる量に代えることができる。

2 理事会は、特定の国に対し特定の期間中1(a)に定める割合をこえることを許可することができるが、かつ、この許可を与えるときは、後日の処分その他に關する条件を附することができる。

3 第二次協定第十二条2の規定に基づいて承認され、かつ、同協定の終了の時に実施されている割合の増加及びこれに関連して附されている条件は、理事会がこの協定の効力発生の日以後

六箇月が満了する前に別段の決定をしない限り、この協定に基づいて承認され、又は附されたものとみなす。

4 第八条の規定に基づいて理事会が許可した特別輸出及び第九条の規定に基づいて行なつた特別寄託は、この条の規定に基づいて当該生産国内において統制期間中保有することを許可される在庫量から差し引く。

5 (a) 附属書Fに掲げる生産国のうち、すず鉱石が同附属書に掲げる他の鉱物の採掘の際に鉱床から不可避免的に採掘され、かつ、そのために1に定める在庫量の限度が当該他の鉱物の採掘を不当に制限する国においては、精鉱に含まれるはずの追加の在庫量は、それがもつたら当該他の鉱物とともに得られ、かつ、実際にその国に保持されているものであると、その国の政府が証明する限度まで、保有することができ。ただし、採掘された当該他の鉱物の総量に対する前記の追加の在庫量の割合は、いかなる場合にも、附属書Fに掲げる割合をこえてはならない。

(b) 前記の追加の在庫量の処分は、理事会の同意がある場合を除くほか、緩衝在庫におけるすべてのはずの地金の清算が終わるまで開始してはならず、その後における処分の割合は、各四半期において全体の四十分の一又は二五〇トンのいずれか多い方をこえてはならない。

6 附属書E又はFに掲げる国は、理事会と協議して、前記の追加の在庫量の維持、保全及び管理を規制する規則を設けるものとする。

7 理事会は、関係生産国の同意を得て、附属書E及びFを改正することができる。

8 各生産国は、附属書Cの意味の輸出が行なわれなかつた自国内にあるはずの在庫量に關する報告書を、理事会が要求する間隔を置いて、理事会に提出するものとする。その報告書は、鉱山と附属書Cに掲げる輸出地点との間を輸送中のはずを含まないものとする。その報告書は、

5の規定により保有する在庫量を別に示すものとする。

9 各生産国は、この協定の終了の少なくとも六箇月前に、特別寄託並びに1及び2に掲げる在庫量の全部又は一部(5の規定により処分に附して規制される追加の在庫量を除く)の処分に關する計画を理事会に通報し、並びにその処分を、すず市場をできる限り混乱させることなく、かつ、第十三条の規定に基づく緩衝在庫の清算に關する規定に抵触することなく行なう最良の方法について理事会と協議するものとする。

関係生産国は、理事会の勧告に対し妥當な考慮を払ふものとする。

第十五条 はずの不足の場合の措置

1 理事会は、はずの供給に重大な不足が生じたか又は生ずるおそれがあると認めるときはいつでも、自己が定める期間についてはずの総需要量及び輸入手可能量を見積もることができ、よりになるため、すべての必要な調査を行なうものとする。

2 理事会は、前記の見積りに照らして、かつ、緩衝在庫に保有されるはずの地金の量及び現金、他の在庫量、その入手可能性、その予想される傾向、すず取引、すず地金の時価その他すべての関係要素を考慮に入れて、

(a) 参加国に対し、同国が供給することができずの量の急速な増大をできる限りすみやかに確保するような措置を講ずることを勧告し、かつ、要請することができる。

(b) 参加国に対し、はずの供給可能量の公平な配分を消費国に確保するような取極を理事会と行なうことを要請することができる。

第十六条 公正な労働基準

参加国は、生活水準の低下及び世界の貿易における不正な競争状態の発生を避けるため、すず産業における公正な労働基準を確保するように努力することを宣言する。

第十七条 補充規定

- 1 参加国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するように最善の努力を払い、かつ、協力する。
- 2 参加国は、1の規定の一般的目的を害することなく、特に次の規定を遵守しなければならない。
 - (a) 参加国は、自国の需要の全部を満たすために十分な量のすずを入手することができるときは、特定の最終用途のためのすずの使用を禁止し又は制限してはならない。ただし、この禁止又は制限が関税及び貿易に関する一般協定に抵触しない場合は、この限りでない。
 - (b) 参加国は、すずの生産が能率の低い企業から能率の高い企業に移されることを促進するような条件を設定しなければならない。
 - (c) 参加国は、鉱床を尚早な放棄から保護することによつてすずの天然資源の保存を奨励しなければならない。
- 第十八条 非商業的在庫の処分
1 非商業的在庫のすずの処分を希望する参加国は、処分計画についての十分な予告を理事会に対して行ない、かつ、これを公にしなければならない。
- 2 理事会は、いずれかの参加国が非商業的在庫のすずの処分計画について予告を行なったときは直ちに、その国とその処分計画に関し協議を行なうものとする。
- 3 理事会は、その処分の進展状況を随時検討し、また、処分を行なう参加国に対し勧告を行なうことができる。
- 4 この処分は、通常の市場をできる限り混乱させないことにより、生産者、加工者及び消費者の利益を保護することに妥当な考慮を払つて行なわれなければならない。また、その処分の結果が新たな供給源の調査及び開発のための投資並びに生産国のすず鉱業の健全性及び成長に及ぼす影響についても、考慮が払われなければならない。処分の量及び期間は、生産国におけるすずの生産及びすず産業における雇用を不当に害することなく、かつ、参加生産国の経済に困難をもたらさない程度のものでなければならない。
- 第十九条 国の安全に関する規定
1 この協定のいかなる規定も、次のように解釈してはならない。
 - (a) 参加国に対し、発表すれば自国の重大な安全上の利益に反すると認めるような情報の提供を要求すること。
 - (b) 次の場合に、参加国の重大な安全上の利益の保護のため必要と認めるすべての行動を単独で又は他の国とともに執ることを妨げること。
 - (i) その行動が武器、弾薬その他の軍用品の取引又はいずれかの国の軍事機関に供給することを直接若しくは間接の目的として行なわれる他の貨物の取引に関係がある場合
 - (ii) その行動が戦争又は国際関係における他の緊急事態の際に執られる場合
 - (c) 政府間協定であつてそれに参加している参加国が一又は二以上の国の安全上の重大な要求を満たす目的をもつて軍事機関により又はその機関のために作成されたもの(又はこの目的をもつて国のために作成された他の協定)の締結又は実施を妨げること。
 - (d) 参加国が国際的平和及び安全の維持に関する国際連合憲章に基づく義務を履行するための行動を執ることを妨げること。
- 2 参加国は、すずに関し1(b)(ii)及び(d)の規定に従つて執つたすべての行動をできる限りすみやかに議長に通告するものとし、議長は、これを他の参加国に通告するものとする。
- 3 いずれかの参加国も、この協定に基づく自国の経済上の利益が1の規定に基づいて他の参加国が執つた行動(戦時に執つた行動を除く)によつて重大な損害を受けたと認めるときは、理事会に苦情を申し立てることができる。
- 4 理事会は、前記の苦情の申立てを受けたときは、実情を調査し、かつ、全消費国が有する総票数の過半数及び全生産国が有する総票数の過半数により、その国の苦情が理由があるかどうかを決定し、理由があると決定したときは、苦情を申し立てた国に対し、この協定から脱退することを許可する。
- 第二十条 苦情及び紛争
1 いずれかの参加国がこの協定に違反した旨の苦情は、その違反の是正についてこの協定に別段の定めがないときは、苦情を申し立てた国の要請により、決定のため理事会に付託する。
- 2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる参加国も、この協定に違反した旨の決議が採択されない限り、この協定に違反したと認定されることはない。この協定に違反した旨の認定には、その違反の性質及び程度を明示するものとする。
- 3 理事会は、いずれかの参加国がこの協定に違反したとこの条の規定に基づいて認定したときは、この協定に他の制裁について別段の定めがない限り、その国がその違反を是正するか又はその他の方法でその義務を履行するまでの間、その国から投票権その他の権利を奪うことができる。
- 4 この条の規定の適用上、「この協定に違反する」とは、理事会が附した条件に違反すること又は理事会がこの協定に従つて参加国に課した義務を履行しないことを含むものとする。
- 5 この協定の解釈又は適用に関する紛争は、参加国の要請により、決定のため理事会に付託する。
- 6 5の規定に基づいて紛争が理事会に付託された場合又はこの協定の解釈若しくは適用に関する紛争を含む苦情が1の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の参加国又は理事会における票数の三分の一以上の合計票数を有する参加国は、理事会に対し、理事会が十分な討議を行なつた後その決定を行なう前に紛争問題に関して7に掲げる諮問協議会の意見を求めることを要求することができる。
- 7 (a) 諮問協議会は、理事会が全会一致の表決によつて別段の合意をしない限り、次の者で構成する。
 - (i) 生産国が指名する者二人。そのうちの一人は、当該紛争問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は、法律家としての地位及び経験を有する者とする。
 - (ii) 消費国が指名する者二人。これらの者は、(i)と同様の資格を有する者とする。
 - (iii) (i)及び(ii)の規定に基づいて指名される四人の者が一致して選定し、又は、この四人の意見が一致しないときは、理事会の議長が選定する議長一人
- (b) 参加国の国民は、諮問協議会の構成員となる資格を有するものとし、また、諮問協議会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動するものとする。
- (c) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁する。
- 8 諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を考慮した後、当該紛争について決定を行なうものとする。
- 第二十一条 改正及び停止
1 (a) 理事会は、締約政府に対し、全生産国が有する総票数の三分の二以上の多数及び全消費国が有する総票数の三分の二以上の多数により、この協定の改正を勧告することができる。理事会は、その勧告において、各締約政府が、自国のため又はこの協定に個別的に参加する国若しくは領域のため、勧告された改正を批准し、承認し又は受諾するかどうかをグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府(以下「連合王国政府」という。)に通告する期間を定めなければならない。
- (b) 理事会は、(a)の規定に基づいて批准、承認

又は受諾の通告のために定めた期間を延長することができる。

2 改正は、1 (a) の規定に基づいて定められた期間又は1 (b) の規定に基づいて延長された期間内に、すべての参加国により又はそれらの国のためにその批准、承認又は受諾が行なわれたときは、連合王国政府が最後の批准書、承認書又は受諾書を受領した時に直ちに効力を生ずる。

3 改正は、1 (a) の規定に基づいて定められた期間又は1 (b) の規定に基づいて延長された期間内に、生産国の全票数を有する参加国により又はそれらの国のために及び全消費国の総票数の三分の二以上の票数を有する参加国により又はそれらの国のためにその批准、承認又は受諾が行なれないときは、効力を生じない。

4 改正については、1 (a) の規定に基づいて定められた期間又は1 (b) の規定に基づいて延長された期間が終了する時までに、生産国の全票数を有する参加国により又はそれらの国のために及び全消費国の総票数の三分の二以上の票数を有する参加国により又はそれらの国のためにその承認又は受諾が行なわれたときは、

(a) その改正は、生産国の全票数及び全消費国の総票数の三分の二以上の票数を構成するために必要な最後の批准書、承認書又は受諾書が連合王国政府により受領された日の後三箇月の期間が終了した時に、批准、承認若しくは受諾を行ない又は批准、承認若しくは受諾が自国のために行なわれた参加国について効力を生ずる。

(b) 理事会は、改正が効力を生じた後できる限りすみやかに、その改正が、(a) の規定に基づいて効力を生ずる日から、その批准、承認又は受諾を行なわなければならない消費国についてこの協定の適用を停止すべき性質のものであるかどうかを決定し、かつ、その旨をすべての参加国に通報する。理事会が改正を前記の性質のものであると決定したときは、その改正

の批准、承認又は受諾を行なわなかつた消費国は、この決定の後一箇月以内に、その改正をなお受け入れることができないかどうかを理事会に通報するものとし、受け入れることができない旨を通報した消費国については、この協定の適用は、自動的に停止される。ただし、理事会は、その消費国が憲法上の困難のためにその改正を(a)の規定に基づく効力発生の時までに批准し、承認し又は受諾することができなかつたと認めるときは、その困難が解決され、かつ、その消費国が自国の決定を理事会に通告するまでの間、停止を延期することができる。

(c) 理事会は、(b) の規定に基づいてこの協定の適用が停止された消費国に対し、理事会が公平と認める条件で適用を回復させることができる。

5 消費国は、自国の利益が改正によつて悪影響を受けると認めるときは、1 (a) の規定に基づいて定められた期間若しくは1 (b) の規定に基づいて延長された期間の終了前又は4 (b) の規定に基づいて消費国に対する停止が決定されるまでの期間の終了前に、この協定からの脱退を連合王国政府に通告することができる。この脱退は、その国の裁量により、かつ、その国の通告に従つて、改正が効力を生ずる日又は前記の停止が決定される日に効力を生ずる。

6 この条の改正は、すべての参加国により又はそれらの国のためにその批准、承認又は受諾が行なわれたときに限り、効力を生ずる。

7 この条の規定は、この協定に基づき附属書が改定し又は拡大する権限に影響を及ぼすものではない。

第二十二條 脱退

1 この協定の有効期間中にこの協定から脱退する参加国は、次の場合を除くほか、第十三条の規定に基づく緩衝在庫の清算の結果についてならぬ配分をも受ける権利を有しないものと

し、また、第二十三条の規定に基づくこの協定の終了の際における理事会の他の資産について配分を受ける権利を有しないものとする。

(a) 第十九条4若しくは第二十一条5の規定に従つて脱退する場合又は

(b) この協定の効力発生の後一年を経過した後連合王国政府に少なくとも十二箇月の予告を行なつて脱退する場合

2 第二十一条4 (b) の規定に従つてこの協定の適用を停止されている消費国は、第十三条の規定に基づく緩衝在庫の清算の結果について配分を受ける権利又は第二十三条の規定に基づくこの協定の終了の際における理事会の他の資産について配分を受ける権利を失わないものとする。

第二十三條 有効期間、終了及び更新

1 (a) この協定の有効期間は、この条又は第二十四条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年とする。

(b) 理事会は、全生産国が有する総票数の三分の二以上の多数及び全消費国が有する総票数の三分の二以上の多数により、この協定の有効期間を合計十二箇月をこえない期間延長することができる。

2 締約政府は、いつでも、理事会の次の会合においてこの協定の終了を提案する意向を有する旨を通告することができる。理事会は、全生産国が有する総票数の三分の二以上の多数及び全消費国が有する総票数の三分の二以上の多数により前記の提案を採択したときは、この協定を終了させることを締約政府に勧告する。この協定は、全生産国の総票数の三分の二以上の票数を有する国及び全消費国の総票数の三分の二以上の票数を有する国がこの勧告を受諾する旨を理事会に通告したときは、理事会が決定する日(ただし、理事会が前記の諸国からの最後の通告を受領した後六箇月以内の日とする。)に終了する。

3 理事会は、この協定の終了の際におけるすす

の予想される需給関係を随時検討するものとすし、また、この協定を更新することが必要かつ適当であるかどうか及びその更新が必要かつ適当である場合にはいかなる形式で更新するかについて、この協定の効力発生の後四年以内に締約政府に勧告する。

4 この協定が終了した場合には、

(a) 緩衝在庫は、第十三条の規定に従つて清算する。

(b) 理事会が負担したすべての債務(緩衝在庫の債務を除く)が弁済された後、残余の財産は、4 に定める方法で処分する。

(c) 理事会が存続するか又は理事会を承継する機関が設けられたときは、理事会は、記録、統計資料その他理事会が定める文書をその承継機関に引き渡すものとし、また、三分の二の個別多数により、残余の財産の全部又は一部を同機関に引き渡すことができる。

(d) 理事会が存続せず、かつ、承継機関が設けられないときは、

(i) 理事会は、記録、統計資料その他の文書を、国際連合事務総長又は同事務総長が指名する国際機関若しくはその指名がないときは理事会が決定する国際機関に引き渡す。

(ii) 理事会の残余の非金銭的財産は、理事会が指示する方法で、売却するか又はその他の手段で現金に換える。

iii 前記の現金化による売上金及び残余の金銭的財産は、各参加国が第五条の規定に基づいて設けられる運営勘定に提供した分担金の合計に比例して各参加国が受け取るような方法で配分する。

5 理事会は、4 の規定の実施のため、緩衝在庫及び第十四条の規定により生産国において保有されている在庫の清算の監督のため並びにこの協定に基づいて理事会により附されたか又は第二次協定に基づいて附された条件の正当な履行

の監督のために必要な期間中存続し、かつ、この協定によつて理事会に付与された権限及び任務のうちこれらの目的のため必要なものを保持する。

第二十四条 署名、批准、承認、受諾及び効力発生

1 この協定は、第二次國際不協定の参加国及び千九百六十五年に開催された國際連合不協定の会期に代表を派遣した獨立国の政府の署名のため、千九百六十五年六月一日から同年十二月三十一日までの間ロンドンで開放しておく。

2 この協定は、各署名政府のため、その憲法上の手続に従つて批准、承認又は受諾が行なわれるものとする。批准書、承認書又は受諾書は、連合王国政府に寄託するものとする。

3 (a) この協定は、批准書、承認書又は受諾書が、附屬書Bに掲げる消費国の少なくとも九箇国(合計して同附屬書に掲げる票数の少なくとも四〇〇票を有していなければならぬ)を代表する政府及び附屬書Aに掲げる生産国の少なくとも六箇国(合計して同附屬書に掲げる票数の少なくとも九五〇票を有していなければならぬ)を代表する政府のために寄託されたときは、千九百六十六年六月三十日の後において直ちに、これらの政府について協定の効力を生ずる。

(b) この協定は、この協定が協定の効力を生じた後批准書、承認書又は受諾書を寄託した各署名政府については、それらの文書の寄託の日に協定の効力を生ずる。

4 (a) この協定は、その協定の効力発生のための3(a)に定める条件が満たされなかつたときは、批准書、承認書若しくは受諾書を寄託し、又は批准、承認若しくは受諾の意思の通告を行なつた政府については、第二次協定の終了の日の翌日に協定の効力を生ずる。ただし、批准書、承認書、受諾書又は通告書が、

(i) 千九百六十六年六月三十日までに、又は第二次協定の有効期間が延長されるときは同協定の終了の日までに、

(ii) 附屬書Bに掲げる消費国の少なくとも九箇国(合計して同附屬書に掲げる票数の少なくとも四〇〇票を有していなければならぬ)を代表する政府及び附屬書Aに掲げる生産国の少なくとも六箇国(合計して同附屬書に掲げる票数の少なくとも九五〇票を有していなければならぬ)を代表する政府のために、

(b) この協定は、これが暫定的に効力を生じている間に批准書、承認書若しくは受諾書を寄託し、又はその批准、承認若しくは受諾の意思の通告を行なつた各署名政府については、批准書、承認書、受諾書又は通告書の寄託の日に暫定的に効力を生ずる。

5 この協定は、これが4の規定に基づいて暫定的に効力を生じた場合において、批准書、承認書又は受諾書が3(a)に定める要件を満たす国を代表する政府のために寄託されたときは、直ちにこれらの政府について協定の効力を生ずる。

6 この協定が、4の規定に基づいて暫定的に効力を生じたが、第二次協定の終了の後六箇月以内に5の規定に基づいて協定の効力を生じなかつたときは、議長は、できる限りすみやかに理事会の会合を招集する。理事会は、その定める日にこの協定を終了させること又はこの協定を終了させるべきかどうかの問題をその適当と認める日に検討することを決定することができる。ただし、この協定は、協定の効力を生じない限り、暫定的な効力発生の後一年以内に終了させなければならぬ。

7 この協定が3(a)又は5の規定に基づいて協定の効力を生じた場合において、その批准、承認又は受諾の意思の通告を行なつた政府が協定の効力発生の日から九十日の期間内に批准書、承認書又は受諾書を寄託しなかつたときは、その政府は、この協定への参加を取りやめるものとする。ただし、理事会は、その政府が要請するときは、前記の期間を延長することができる。また、その政府は、前記の期間又はその延長された期間の満了前に連合王国政府に対し少なくとも三十日の予告を行なうことにより、この協定への参加を取りやめることができる。

8 連合王国政府は、この協定に基づいて理事会の第一回会合をロンドンに招集する。この会合は、この協定の効力発生の後八日以内に開始するものとする。

第二十五条 加入

1 (a) 千九百六十五年に開催された國際連合不協定の会期に代表を派遣した政府又は第二次國際不協定の参加国は、理事会が定める条件に従つてこの協定に加入する権利を有する。

(b) 千九百六十五年に開催された國際連合不協定の会期に代表を派遣しなかつた政府で國際連合又はその専門機關の加盟国であるものは、理事会の同意を得て、かつ、理事会が定める条件に従い、この協定に加入することができる。

2 締約政府は、理事会の同意を得て、かつ、理事会が定める条件に従い、第三条の規定に基づく個別的参加の権利を有する国又は領域で、その個別的参加が締約政府の批准書、承認書、受諾書、通告書又は加入書において宣言されていなかつたものについて個別的参加を宣言することができる。その結果、この協定の規定は、前記の国又は領域に適用する。

3 (a) 投票権及び財政上の義務に関して理事会が定める条件は、加入し又は参加しようとする国とすでに参加している国との間において公平なものではない。

(b) 生産国がこの協定に加入するにあたっては、理事会は、附屬書Eにおいてその生産国について表示されるべき量とその国の同意を得て定めるものとし、また、他の鉱物の採掘の際に不可避的に得られることを条件として許されるべき量の追加の在庫量で、附屬書Fに表示されるべきものを定めることができる。これらの定められた量は、それぞれの附屬書に合致されるものとみなして適用する。

4 加入は、加入書を連合王国政府に寄託することにより行なうものとし、同政府は、その加入をすべての関係政府及び理事会に通告するものとする。

5 2の規定に基づいて他の国又は領域について個別的参加を宣言する締約政府は、連合王国政府に通告することにより、この宣言を行なうものとし、同政府は、その個別的参加をすべての関係政府及び理事会に通告するものとする。

6 第三条又は2の規定に基づいていづれかの締約政府により個別的参加が宣言された国又は領域は、獨立国となるときは、締約政府とみなし、この協定の規定は、その国の政府について、同政府が当初からこの協定に参加していた締約政府とみなして適用する。

第二十六条 寄託国による通告

連合王国政府は、千九百六十五年に開催された國際連合不協定の会期に代表を派遣した政府、第二次國際不協定の締約政府、第二十五条の規定に従いこの協定に加入した政府、理事会事務局長及び國際連合事務局長に対し、次のことを通告する。

(a) 第二十四条の規定に基づく署名、批准、承認及び受諾並びに批准、承認し又は受諾する意思の通告

(b) 第二十四条の規定に基づくこの協定の暫定的な効力発生及び協定の効力発生

(c) 第二十五条の規定に基づく加入及び個別的参加の通告

(d) 第二十一条の規定に基づく改正の批准、承認

又は受諾の通告及びその改正の効力発生の日
(e) 脱退及び参加の取りやめの通告

第二十七条 この協定の認証贈本

連合王国政府は、この協定の効力発生後できる限りすみやかに、国際連合憲章第百二条の規定による登録のためこの協定の認証贈本を国際連合事務総長に送付するものとする。

第二十八条 この協定の正文

英語、フランス語及びスペイン語によるこの協定の本文は、ひとしく正文であり、その原本は、連合王国政府に寄託しておく。同政府は、その認証贈本を各署名政府及び各加入政府に送付するものとする。

以上の証拠として、十名は、各自の政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

オーストラリア連邦政府のために

オーストリア共和国政府のために

ベルギー王国政府のために

ボリヴィア共和国政府のために

ブラジル合衆国政府のために

ブルガリア人民共和国政府のために

カメルーン連邦共和国政府のために

カナダ政府のために

コロンビア共和国政府のために

コンゴ民主共和国政府のために

キューバ共和国政府のために

チェコスロヴァキア社会主義共和国政府のために

デンマーク王国政府のために

エクアドル共和国政府のために

フィンランド共和国政府のために

フランス共和国政府のために

ドイツ連邦共和国政府のために

ガーナ共和国政府のために

ハンガリー人民共和国政府のために

インド共和国政府のために

インドネシア共和国政府のために

イラク共和国政府のために

イスラエル政府のために

イタリア共和国政府のために

日本国政府のために

大韓民国政府のために

クウェイト国政府のために

レバノン共和国政府のために

リベリア共和国政府のために

マレーシア政府のために

メキシコ合衆国政府のために

オランダ王国政府のために

ナイジェリア連邦共和国政府のために

ノルウェー王国政府のために

パナマ共和国政府のために

フィリピン共和国政府のために

ポーランド人民共和国政府のために

ポルトガル共和国政府のために

ルワンダ共和国政府のために

スペイン政府のために

スウェーデン王国政府のために

スイス連邦政府のために

タイ王国政府のために

トルコ共和国政府のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

アメリカ合衆国政府のために

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国政府のために

附属書 A

生産国の百分率及び票数

国 名	百 分 率	票 数		計
		最初の票数	追加の票数	
ボリヴィア	一八・一八	五	一七五	一八〇
コンゴ民主共和国	四・八八	五	四七	五二
インドネシア	二二・二八	五	一一九	一二四
マレーシア	四五・〇八	五	四三五	四四〇
ナイジェリア連邦共和国	六・五五	五	六三	六八
ルワンダ	一一・〇二	五	一〇	一五
タイ	二二・〇一	五	一一六	一二一
計	一〇〇・〇〇	三五	九六五	一、〇〇〇

昭和四十一年五月十一日 参議院會議録第二十六号 第三次國際不協定の締結について承認を求めるの件

八四四

附屬書B
消費品のトン数及び票数

国 名	トン 数	票 数		計
		最初の票数	追加の票数	
オーストラリア	四、五七二	五	二八	三三
ベルギー・ルクセンブルグ	三、三一五	五	二〇	二五
カナダ	四、八五〇	五	二九	三四
デンマーク	五五八	五	三	八
フランス	一一、二〇八	五	六八	七三
ドイツ連邦共和国	一一、七二六	五	七一	七六
インド	四、五八一	五	二八	三三
イスラエル	一〇三	五	一	六
イタリア	五、七二七	五	三五	四〇
日本国	一五、六八八	五	九五	一〇〇
大韓民国	二六一	五	二	七
レバノン	一五	五	〇	五
リベリア	一〇	五	〇	五
メキシコ	一、二〇〇	五	七	一二
オランダ	三、六〇二	五	二二	二七
パナマ	一〇	五	〇	五
スペイン	一、四〇七	五	九	一四
トルコ	七五〇	五	五	一〇
連合王国	二〇、四〇八	五	一二四	一二九
アメリカ合衆国	五五、九三七	五	三三九	三四四
ユーゴスラヴィア	一、五三三	五	九	一四
計	一四七、四五二	一〇五	八九五	一、〇〇〇

附屬書C

第一部 輸出統制のため不輸出されたものとみなす場合

国 名	トン 数
ポリヴィア	一、〇〇〇
コンゴ民主共和国	一、〇〇〇
共和国	一、〇〇〇

すすは、輸出税の支払のためのポリヴィアの税関当局の検査を通過した時に輸出されたものとみなす。

すすは、コンゴ民主共和国運輸国内委員会に加盟している運輸業者がそのすすの引渡しを受けたことを確認する通し船荷証券を交付した時に輸出されたものとみなす。

前記の書類がなんらかの理由で特定の積出しに対して交付されなかつたときは、この積み出されたすすのトン数は、この協定の適用上、コンゴ民主共和国の税関が輸出書類を交付した時に輸出されたものとみなす。

インドネシア	すすは、関税地域内で採掘されたときは税関を通過した時に、又は自由貿易地域内で採掘されたときは船荷証券に記載された輸送船に積み込まれた時に、輸出されたものとみなす。
マレーシア	すすは、輸出税の支払のためにマレーシアの税関当局が精鉱を計量した時に、又は精鉱が輸出税の支払前に製錬されていたときは同当局が地金を計量した時に、マレーシアから輸出されたものとみなす。
ナイジェリア	すすは、ナイジェリア鉄道会社が精鉱を輸出のために引き渡されたことを確認する運送状を交付した時に輸出されたものとみなす。ただし、ナイジェリア鉄道会社に輸出のために委託されなかつた精鉱は、鉱業税の支払のため通関した時に輸出されたものとみなす。
ルワンダ	すすは、税関当局がルワンダ国立銀行により発行された輸出許可証の提示を求めた上そのすすを検査した時に輸出されたものとみなす。
タイ	すすは、輸出のためタイ政府の税関当局によつて計量され、かつ、同税関当局を通過した時に輸出されたものとみなす。

第二部 生産国への輸入

第七条の規定に基づくすすの純輸出量の決定にあたり、統制期間における輸出品から削減することができると輸入量は、その統制期間の宣言に先だつ四半期中に当該生産国に輸入された量とする。ただし、製錬のため輸入されかつ輸出されたすすは、考慮に入れない。

附屬書D

特別輸出の条件

第八条にいう条件とは、特別輸出が政府貯蔵量の一部となるためのものであり、かつ、この協定の有効期間中商業上又は工業上の目的に使用される可能性がないものであることをいう。

附屬書E 第十四条の規定に基づく生産国の在庫量

国 名	トン 数
ポリヴィア	二四、一九九
コンゴ民主共和国	六、四九二
インドネシア	一六、三四五
マレーシア	六〇、〇〇四
ナイジェリア連邦共和国	八、七二一
ルワンダ	一、三六〇
タイ	一五、九九五

附屬書F

不可避的に得られた追加の在庫量

国 名	他 の 鉱 物	探掘された他の鉱物の一トンにつき在庫を許される精鉱に含まれるすすのトン数
コンゴ民主共和国	タンタロム・コロンバイト	一・五
ナイジェリア連邦共和国	コロンバイト	一・五
ルワンダ	タンタロム・コロンバイト	一・五

附屬書G

生産国の百分率に関する再決定のための規則

規則一

生産国の百分率に関する最初の再決定は、この協定に基づく理事会の第一回会合において行なうものとする。この再決定は、各生産国のすべの生産量が判明しており、かつ、統制期間が実施されなかつた最近の四の四半期を基礎として、行なうものとする。

規則二

百分率に關してその後に行なう再決定は、最初の再決定の後一年ごとの間隔を置くものとする。ただし、規則一に掲げる四の四半期の後のいかなる期間も統制期間であると宣言されていないことを条件とする。

規則三

百分率に關するその後の再決定は、いずれかの期間が統制期間であると宣言されたときは、統制期間であると宣言されないその後の連続する四の四半期が終了するまで行なわれないものとする。前記の再決定は、前記の連続する四の四半期における各生産国のすべの生産量が得られたときは、直ちに行なうものとし、その後の再決定は、いかなる期間も統制期間であると宣言されない限り、一年の間隔を置いて行なうものとする。その後、いずれかの期間が統制期間であると宣言されたときは、同様の手続を執るものとする。

規則四

規則二及び規則三の規定の適用上、再決定が前再決定が行なわれた次の暦年の同一四半期中に行なわれたときは、その再決定は、一年の間隔を置いて行なわれたものとみなす。

規則五

規則一の規定に基づき最初の再決定を行なうにあつては、生産国に関する新たな百分率は、規則一に掲げる四の四半期における各生産国のすべの生産量に比例して決定するものとする。

規則六

規則二の規定に基づきその後の再決定を行なうにあつては、新たな百分率は、次のとおり算出するものとする。

(i) 二回目の再決定における百分率は、生産量が判明している最近の連続した二十四箇月間における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

(ii) 三回目の再決定及びその後のすべての再決定における百分率は、生産量が判明している最近の連続した三十六箇月間における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

規則七

規則三の規定に基づき再決定を行なうにあつては、新たな百分率は、次のとおり算出するものとする。

(i) その後の最初の再決定における百分率は、生産量が判明している最近の連続した十二箇月間及び当該統制期間の直前の四の四半期における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

(ii) 次に再決定における百分率は、いかなる期間も統制期間であると宣言されないことを条件として、それぞれ、生産量が判明している最近の連続した二十四箇月間及び三十六箇月間における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

規則八

前記の諸規則の適用上、いずれかの生産国が

れかの連続した十二箇月の期間における自国の生産量を四生産国がそれぞれの生産量を理事会に報告した日から一箇月以内に報告しないときは、その生産国の前記の十二箇月間における生産量は、生産量が判明している期間における月平均の生産量を十二倍し、かつ、こうして算出した生産量から五パーセントを削減することにより算出するものとする。

規則九

いずれかの生産国のすべの生産量でいずれかの再決定の日の四十二箇月前までのものは、前記の再決定には使用しないものとする。

規則十

前記の諸規則の規定にかかわらず、理事会は、いずれかの生産国で、第七条4の規定に基づいて決定されたその国の輸出許可量の全部又は第七条7の規定に基づいてその国が受諾して増大した輸出許可量を輸出しなかつたものの百分率を削減することができる。理事会は、削減を決定するにあつては、他の生産国が当該不足分を満たすために効果的な措置を執ることができように当該生産国が自国の輸出許可量の一部を第七条7の規定に基づいて放棄したこと又は第七条8の規定に基づいて決定された量を輸出しなかつた当該生産国が第七条4若しくは7の規定に基づいて決定された自国の輸出許可量の全部を輸出したことを参酌すべき事情と認めるものとする。

規則十一

いずれかの生産国の百分率についての削減が規則十の規定に従つて行なわれる場合において削減された百分率は、その削減の決定の日に適用されている他の生産国の百分率に比例して、それらの生産国の間に配分するものとする。

規則十二

いずれかの生産国の百分率が、前期の諸規則の適用により、第七条6(a)ただし書の規定の実施上認められる最少限の数字を下まわるように削減されたときは、その生産国の百分率は、前記の最少限の数字に回復するものとし、また、他の生産国の百分率は、百分率の合計が百に回復するよう比例して削減するものとする。

規則十三

第七条6(b)の規定の適用上、特に、国家的災害、相当の期間にわたつてす鉄業を停止状態に置く大規模な同盟罷業、動力源の大規模な崩壊又は海岸までの主要輸送線の大規模な崩壊(ボリヴィアの場合)は、例外的な事情とみなすことができる。

規則十四

この附屬書で「すべの生産量」というときは、もつぱら鉄山における生産量をいい、したがつて、製鉄所における生産量を含まない。

〔木内四郎君登壇、拍手〕

○木内四郎君 ただいま議題となりました第三次国際不協定は、第二次協定の有効期間が本年六月末日に満了いたしますので、それにかわるものとして作成されたものでありまして、輸出統制制度及び緩衝在庫制度の運用によつて、世界におけるすべの需給の均衡及び価格の安定をはかるとともに、開発途上にあるすべ生産国の経済発展に寄与することを目的としておるものであります。

委員会におきましては、慎重審議、特に価格安定に対する本協定の効果、わが国が加入する利益等について、熱心な質疑応答がございましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと思ひます。

昨日、質疑を終了し、討論、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本件を問題に供します。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、地震保険に関する法律案、

日程第五、地震再保険特別会計法案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長徳永正利君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地震保険に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十八日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

地震保険に関する法律案

地震保険に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険

の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「保険会社等」とは、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項若しくは外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)第三条第一項の規定により損害保険事業を営むことにつき免許を受けた者又は他の法律に基づき火災に係る共済事業を行なう法人で大蔵大臣の指定するものをいう。

2 この法律において「地震保険契約」とは、次に掲げる要件を備える損害保険契約(火災に係る共済契約を含む。以下同じ。)をいう。

一 居住の用に供する建物又は生活用財産のみを保障の目的とする。

二 地震若しくは噴火又はこれらによる津波(以下「地震等」という。)を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による全損(経済的に全損と認められるものを含む。)のみをてん補すること。

三 特定の損害保険契約に附帯して締結されること。

四 保険金額は、附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十に相当する額(その額が政令で定める金額をこえるときは、当該金額)とすること。ただし、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、これに代わるべき金額とすることができ。

3 この法律において「保険」、「保険金」又は「保険責任」とあるのは、共済契約については、それぞれ「共済」、「共済金」又は「共済責任」と読み替へるものとする。

(政府の再保険)

第三条 政府は、地震保険契約によつて保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。

2 前項の再保険契約は、契約の相手方ごとに、一回の地震等によりその相手方に係るすべての地震保険契約によつて支払われるべき保険金の合計額が政令で定める金額をこえる場合に、そのこえる金額につき政令で定める区分ごとの割合により支払うべきことを約するものとする。

3 一回の地震等により政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度、国会の議決を経た金額をこえない範囲内のものでなければならぬ。

4 七十二時間以内に生じた二以上の地震等は、一括して一回の地震等とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この限りでない。

(保険金の削減)

第四条 前条第一項の規定による政府の再保険契約に係るすべての地震保険契約によつて支払われるべき保険金の総額が、一回の地震等につき、当該再保険契約により保険会社等のすべてが負担することとなる金額と同条第三項の規定による政府の負担限度額との合計額をこえることとなる場合には、保険会社等は、政令で定めるところにより、その支払うべき保険金を削減することができる。

(保険料率及び再保険料率)

第五条 政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならぬ。

2 政府の再保険事業に係る再保険料率は、長期的に再保険料収入が再保険金を償うように合理的に定めなければならない。

(審査の申立て)

第六条 保険会社等は、政府の再保険に関する事項につき不服があるときは、大蔵大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、大蔵大臣は、地震保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の申立ては、時効の中断に関し

ては、裁判上の請求とみなす。

(地震保険審査会)

第七条 大蔵省に、附属機関として、政令で定めるところにより、地震保険審査会を置くことができる。

2 地震保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に属する事項を処理するほか、再保険金を支払うべき事態が生じた場合において、大蔵大臣の諮問に応じ、当該再保険金の額及び第四条の保険金の削減に係る事項に関し調査審議する。

3 前二項に定めるもののほか、地震保険審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国の措置)

第八条 政府は、地震保険契約による保険金の支払のため特に必要があるときは、保険会社等に対し、資金のあつせん又は融通に努めるものとする。

(報告及び検査)

第九条 大蔵大臣は、この法律に規定する政府の再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、地震保険契約に係る事業を行なう保険会社等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に当該保険会社等の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(実施規定)

第十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

(罰則)

第十一条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 保険会社等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその保険会社等の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その保険会社等に対しても同項の刑を科する。

附 則

公布の日

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 保険業法の一部を次のように改正する。

第十二条ノ三第一号中「又ハ自動車損害賠償保障法ノ規定ニ基ク自動車損害賠償責任保険事業」を、「自動車損害賠償保障法ノ規定ニ基ク自動車損害賠償責任保険事業又ハ地震保険に關する法律ニ規定スル地震保険契約ニ關スル事業」に改め、同条第二号中「及自動車損害賠償責任保険事業」を、「自動車損害賠償責任保険事業及地震保険契約ニ關スル事業」に改める。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 地震再保険事業を行なうこと。

第十二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 地震再保険事業に關すること。

第十二条第二項中「並びに同項第八号」を、「同項第八号」に改め、「(検査部の所掌に属するものを除く。)」の下に「並びに同項第八号の二の」

事務」を加え、同条第三項中「第九号まで」を「第八号まで及び第九号」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地震再保険特別会計法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十八日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

地震再保険特別会計法案

地震再保険特別会計法

(設置)

第一条 地震保険に關する法律(昭和四十一年法律第 号)による地震再保険事業に關する政府の經理を明確にするため、地震再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従ひ、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、再保険料、次条第一項又は第二項の規定による一般会計からの繰入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金、第十四条第二項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定に

より借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、次条第三項の規定による一般会計への繰入金、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

(一般会計からの繰入れ)

第四条 政府は、この会計の事務取扱費の財源に充てるため必要な金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

2 政府は、再保険金、この会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、第十四条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金又は一時借入金の利子の財源に充てるため、必要があるときは、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができる。

3 前項の規定による繰入金については、後日、この会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出予算計算書の作成)

第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

ならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(責任準備金の積立て等)

第八条 この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失及び第三項の規定により繰り越された損失の合計額をこえるときは、そのこえる額に相当する金額を責任準備金として積み立てなければならない。

2 この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失の額に不足するときは、責任準備金をもつて補足するものとする。

3 前項の規定により責任準備金をもつて補足することができない損失の額は、損失の繰越しとして整理するものとする。

(剰余金の積立て等)

第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。ただし、当該剰余金のうち、歳出予算の翌年度繰越額その他政令で定める額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

3 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳

出決定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余剰金の預託)

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十三条 この会計において、再保険金(次条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金)でその年度における再保険料、積立金からの受入金及び積立金から生ずる収入(次項において「再保険料等」という。)をもつて当該年度における再保険金を支弁するに不足するためその借換えが行なわれたものの償還金を含む)を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定により借入金をすることができ金額は、その借入れをする年度における再保険料等をもつて当該年度における再保険金を支弁するに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)

第十四条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、その不足する額を限度として、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余剰金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、

当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができ。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 この会計の負担に属する借入金及び一時借入金の償還金(前条第一項の規定による一時借入金の償還金を除く)及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)

第十六条 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、地震保険に関する法律の施行の日昭和四十一年四月一日から施行

し、昭和四十一年度の予算から適用する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「資金運用部特別会計」の下に、「地震再保険特別会計」を加える。

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 ただいま議題となりました二法案中、まず、地震保険に関する法律案は、住宅及び生活用財産を対象とする地震保険の普及をはかり、地震等による被災者の生活の安定に寄与するため、保険会社等が負う地震保険責任を、政府が再保険できることとする等、所要の規定を設けようとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、地震災害の特質にかんがみ、保険の対象物件を住宅及び家財に限定するほか、保険事故の種類、契約方法、保険金額等、保険会社等が締結する保険契約に一定の要件を付することとし、その要件を満たすものについて政府が再保険することといたしております。

第二に、政府の再保険は、超過損害再保険方式によることとし、一回の地震等について政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内とするほか、再保険者としての政府の措置等を規定しようとするものであります。

次に、地震再保険特別会計法案は、地震保険に関する法律の施行に伴い、政府の地震再保険事業

に関する経理を明確にするため、新たに特別会計を設けようとするものであります。この会計の歳入歳出事項を定めるほか、予測しがたい大地震等の発生に際し、再保険金の支払いに支障を生じないよう、借り入れ金等の所要の規定を設けるといいたしております。

なお、これらの両案については、衆議院において施行期日の修正が行なわれております。

委員会におきましては、両案を一括し、参考人から意見を聴取する等、慎重審議を行なったのであります。

委員会のおもなる質疑を申し上げますと、松代地区に対する政府の諸対策、個々の契約者への支払い保険金及び保険金総額について限度額を設けた理由、全損の定義及び査定基準の内容、保険料率引き下げの可能性、責任準備金の運用等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、両案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表し、青柳委員より、両案に賛成するが、今後の推移に応じ、地震保険の対象に分損を加え、保険料率の引き下げ、保険金額の限度額の引き上げを行なうとともに、火災共済協同組合が地震保険事業を行ない得るよう指導育成につとむべきである旨の、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党四派共同提案にかかる附帯決議案が提出されました。

次いで、日本共産党を代表し、須藤委員より、地震等の天災による被害は、保険によらず、国による救助がなされるべきであつて、両案及び附帯決議案に反対するとの意見が述べられ、日本社会党を代表し、成瀬委員より、地震等による被災者の

生活の安定は広義の社会保障制度によるべきであり、両案にも不備な点があるが、一歩前進という意味で両案及び附帯決議案に賛成するとの意見が述べられました。

討論を終わし、両案を一括して採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、青柳委員提出の附帯決議案は多数をもって委員会の附帯決議とすることに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長熊谷太三郎君。

審査報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年五月十日

内閣委員長 熊谷太三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

附則中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立病院に衛生検査技師養成所を附置することができることにするとともに、社会保険研修所の名称を社会保険大学に改めようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、施行期日について別紙の修正を行なつた。

一、費用

本法施行に伴い必要な経費として、八百二十九万五千円が昭和四十一年度国立病院特別会計予算に計上されている。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月二十五日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「及び助産婦」を、「助産婦及び衛生検査技師」に改める。

第三十六条の九(見出しを含む)中「社会保険研究所」を「社会保険大学」に改める。

修所を「社会保険大学」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

〔熊谷太三郎君登壇、拍手〕

○熊谷太三郎君 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の改正点は、第一に、国立病院に衛生検査技師養成所を附置することができることにすること。第二に、社会保険研修所の名称を社会保険大学に改めることとあります。

委員会におきましては、衛生検査技師の現況と養成計画、看護婦不足の実情とその対策、社会保険研修所を社会保険大学に改称する理由、食品衛生、健康保険の赤字対策等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して船田委員より、原案の施行期日を公布の日に変更する修正案が提出され、修正部分を除く原案に賛成する旨の発言がありました。

次いで採決の結果、船田委員提出の修正案、並びに右修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本法案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって委員会修正どおり議決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員 林 垣君 山高しげり君

黒柳 明君 片山 武夫君

中沢伊登子君 中尾 辰義君

浅井 亨君 二宮 文造君

北條 雋八君 向井 長年君

中上川アキ君 沢田 一精君

二木 謙吾君 野知 浩之君

多田 省吾君 宮崎 正義君

中村 正雄君 前田佳都男君

吉江 勝保君 渋谷 邦彦君

鈴木 一弘君 梶原 茂嘉君

和泉 覚君 木暮武太夫君

寺尾 豊君 山内 一郎君

山本茂一郎君 園田 清光君

中津井 真君 林田修紀雄君

宮崎 正雄君 船田 讓君

平泉 涉君 八田 一朗君

土屋 義彦君	木村 隆男君	小沢久太郎君	小林 武治君
高橋文五郎君	内田 芳郎君	小山邦太郎君	高橋 衛君
大森 久司君	丸茂 重貞君	吉武 恵市君	廣瀬 久忠君
源田 実君	熊谷太三郎君	鈴木 市藏君	達田 龍彦君
小林 篤一君	山崎 齊君	戸田 菊雄君	竹田 現照君
温水 三郎君	石井 桂君	小林 章君	山崎 昇君
豊田 雅孝君	稻浦 鹿藏君	木村美智男君	村田 秀三君
大竹平八郎君	柴田 栄君	小野 明君	田村 賢作君
鈴木 万平君	鹿島 俊雄君	矢山 有作君	野々山一三君
青柳 秀夫君	佐藤 芳男君	瀬谷 英行君	谷口 慶吉君
平島 敏夫君	剣木 亨弘君	櫻井 志郎君	金丸 富夫君
古池 信三君	田中 茂穂君	林 虎雄君	大森 創造君
近藤 鶴代君	井野 碩哉君	鶴岡 哲夫君	青田源太郎君
笹森 順造君	平井 太郎君	赤間 文三君	井川 伊平君
杉原 荒太君	中野 文門君	北村 暢君	鈴木 強君
竹中 恒夫君	後藤 義隆君	藤田藤太郎君	三木與吉郎君
堀本 宜実君	山本 利壽君	西郷吉之助君	木内 四郎君
任田 新治君	西村 尚治君	岡 三郎君	永岡 光治君
長谷川 仁君	岡本 悟君	柳岡 秋夫君	紅露 みつ君
奥村 悦造君	楠 正俊君	上原 正吉君	増原 恵吉君
黒木 利克君	近藤英一郎君	中山 福藏君	小柳 牧衛君
栗原 祐幸君	久保 勘一君	田中 一君	山本伊三郎君
岸田 幸雄君	徳永 正利君	藤田 進君	大和 与一君
谷村 貞治君	村上 春藏君	岩間 正男君	須藤 五郎君
木島 義夫君	山本 杉君	森 勝治君	鈴木 力君
米田 正文君	大谷藤之助君	中村 波男君	川村 清一君
天坊 裕彦君	西田 信一君	大橋 和孝君	田中寿美子君
仲原 善一君	松野 孝一君	稲葉 誠一君	吉田忠三郎君
森部 隆輔君	津島 文治君	渡辺 勘吉君	小林 武君
斎藤 昇君	塩見 俊二君	松本 賢一君	佐野 芳雄君
新谷寅三郎君	迫水 久常君	中村 順造君	野上 元君
山下 春江君	青木 一男君	千葉千代世君	武内 五郎君

柴谷 要君	松永 忠二君
小柳 勇君	相澤 重明君
占部 秀男君	森 元治郎君
鈴木 壽君	光村 甚助君
大河原一次君	伊藤 顯道君
中村 英男君	大矢 正君
龜田 得治君	近藤 信一君
成瀬 幡治君	小酒井義男君
木村禧八郎君	椿 繁夫君
横川 正市君	久保 等君
岡田 宗司君	藤原 道子君
加藤シヅエ君	松澤 兼人君
羽生 三七君	

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
外務大臣	椎名悦三郎君
大蔵大臣	福田 赳夫君
文部大臣	中村 梅吉君
厚生大臣	鈴木 善幸君
農林大臣	坂田 英一君
郵政大臣	那 祐一君
国務大臣	上原 正吉君

内閣法制局長官	高辻 正巳君
内閣法制次長	吉國 一郎君
科学技術庁研究調整局長	高橋 正春君
科学技術庁振興局長	谷敷 寛君
郵政省電波監理局長	上田 弘之君
郵政省電波監理局放送部長	館野 繁君

〔参照〕
五月六日議長において、議員の議席を左のとおり定めた。
五月六日議長において、左のとおり議席を変更した。

五二	山内 一郎君
五三	山本茂一郎君
五四	園田 清充君
五五	中津井 真君
一六六	柳田桃太郎君
	高橋雄之助君

〔第二十三号参照〕
審査報告書
銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十一年四月十九日
地方行政委員長代理理事 沢田 一精
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、最近における銃砲による犯罪ならびに事故多発の状況にかんがみ、銃砲または空気銃の所持の許可に關し、その取扱ひの安全を期するため、更新の制度を設け、または制限年齢を引き上げる等の基準を整備することにもその所持、使用及び保管に關する規制を強化するほか、けん銃等及び銃銃に使用される火薬類の取締りの実効を確保するため、その譲渡、

譲り受け等の許可に關する権限を都道府県知事から都道府県公安委員会に移管する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当なものであると認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり次の点に留意して銃砲等による危害の防止について、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一、銃砲の所持許可者に対する銃砲の適正な保管義務は、条文の規定のみではその実効を期待することは困難と思われるので、法施行に当たつてはその指導にじゅうぶんな措置を講ずること。

二、精神障害者の銃砲等による事故発生にかんがみ、関係各省庁間の緊密な連絡を強化することにより、精神障害者対策の拡充推進を図ることによつて、これらの事故の防止に万全を期すること。

三、猟銃及び空気銃の所持許可制度の趣旨の徹底を期するため、用途目的の規制について許可、更新の際はもとよりその後においても検査等の際にじゅうぶんな指導の措置を講じ、いわゆる「ねむり銃」の発生の防止に努めること。

審査報告書

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月十九日

外務委員長 木内 四郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十七年に在勤俸支給額が改定されて以来、世界各地とも物価等に変動があり、かつ諸国外交官の給与との格差が著しくなつたほか、各任地間の給与の均衡上是正を要する等の事情から、在外職員に在勤俸支給額を改定しようとするものであつて、在外公館の活動強化の見地から、妥當な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、必要な費用として、約三億二千六百万円が昭和四十一年度予算に計上されている。

第二十三号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

六九六 四 末 国民健 国民保健

六九七 三 二 捉え置いた 据え置いた

六九七 三 六 申し延べ 申し述べ

六九九 二 九 政府 政府は

七〇二 四 終わり 不受欠 不可欠

七〇七 二 八 できない

第二十四号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

七三三 四 末 響影 影響

第二十五号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

七四四 一 終わり 当然 同然

七四八 三 六 難破波 難波

昭和四十一年五月十一日 参議院会議録第二十六号

八三二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)